

20京大施環化第124号
令和3年2月8日

原子力規制委員会 殿

京都府京都市左京区吉田本町36番地1
国立大学法人京都大学
学長 湊 長 博

原子炉施設保安規定変更承認申請書

の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項及び第76条の規定に基づき、令和2年9月30日付け、20京大施環化第51号をもって変更承認申請しました原子炉施設保安規定の変更承認申請書について、別紙のとおり一部補正致します。

別紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 国立大学法人 京都大学

住 所 : 京都府京都市左京区吉田本町 36 番地 1

代表者の氏名 : 学長 湊 長 博

2. 変更の内容

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定の記述を別添の「京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定変更比較表」の変更後の欄のとおり変更する。
(ただし、下線は含まない。)

3. 変更の理由

- (1) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和 2 年原子力規制委員会規則第 2 号）及び同規則の解釈（原規規発第 1912257 号－2 原子力規制委員会決定）の要求事項を反映する。
- (2) 核燃料物質の貯蔵について、臨界に達しない措置を講ずることを明確にする。
- (3) 火災の場合の処置を明確にするため、火災鎮火後の対応を追加する。
- (4) 放射線業務従事者が受ける線量管理に対して ALARA の精神に則ることを明確にする。
- (5) 核燃料物質の運搬について、あらかじめ計画することを明確にする。
- (6) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について明確にする。
- (7) 緊急時の措置について、資機材を原子力事業者防災業務計画に従ってあらかじめ整備し、管理しておくことを明確にする。
- (8) 眼の水晶体の等価線量限度の変更のための関係告示等の一部改正に伴い、整合した記載に変更する。
- (9) 原子炉設置変更の承認申請及び原子炉施設保安規定の変更に係る業務を行う

小委員会の設置を追加する。

(10) 記載の適正化を行う。

4. 附則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

以上

変更前	変更後	備考
<p>第1節 緊急時の組織及び職務(第139条第一143条)</p> <p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置 (第144条第一146条の2)</p> <p>第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置(第147条第一149条)</p> <p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置 (第149条の2第一149条の3)</p> <p>第9章 施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務</p> <p>第1節 施設定期自主検査(第150条)</p> <p>第2節 定期的な評価(第151条第一155条)</p> <p>第3節 改造等及び保守業務(第156条第一158条)</p> <p>第10章 品質保証(第159条第一166条)</p> <p>第11章 保安に関する記録(第167条)</p> <p>附則</p>	<p>第1節 緊急時の組織及び職務(第139条第一143条)</p> <p>第2節 原子炉施設等において事故が発生した場合にとるべき処置 (第144条第一146条)</p> <p>第3節 火災、地震等の場合にとるべき処置(第147条第一149条)</p> <p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置 (第149条の2第一149条の3)</p> <p>第9章 施設管理、定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価、 改修等及び保守業務</p> <p>第1節 施設管理(第150条第一150条の7)</p> <p>第2節 定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価(第151条第一155条)</p> <p>第3節 改造等及び保守業務(第156条第一158条の2)</p> <p>第10章 品質マネジメントシステム(第159条第一166条)</p> <p>第11章 保安に関する記録(第167条)</p> <p>附則</p>	<p>施設管理に係る活動の 追加に伴う変更</p> <p>品質管理基準規則の制定に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>第1章 総則 (趣旨) 第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号、以下「法」という。)第37条第1項の規定に基づき、京都大学模擬原子力科学研究所(以下「研究所」という。)における原子炉施設の保安に関する基本事項を定め、研究所における核燃料物質、核燃料物質に由つて汚染された物又は原子炉による災害の防止を図ること及び研究所における原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>2 研究所における原子炉施設の運転及び管理にあたつては、京都大学原子炉実験所設備承認申請書又は設置変更承認申請書の記載内容及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号)(以下「炉規則」という。)に定める措置義務を確實に履行しなければならない。</p> <p>3 前2項の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会のALAR Aの精神に則り、この規定に定められた事項を遵守し、適切な品質マネジメントの考え方のもと保安活動を実施する。</p>	<p>(定義) 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めどころによる。</p>	<p>(1) 「研究炉」及び「臨界装置」とは、それぞれ研究所に設置する研究用原子炉(「KUR」と略称する。)及び臨界実験装置(「KUCA」と略称する。)をいい、その炉本体のほか、それぞれに附属する核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設、原子炉格納施設、原子炉冷却系施設(研究炉に限る。)その他の施設を含むものとする。</p> <p>(2) 「原子炉施設」とは、研究炉、臨界装置、放射性廃棄物処理施設、放射線管理施設及び中央管理室をいう。</p> <p>(3) 「核燃料物質等」とは、核燃料物質(使用済燃料を含む。)及び核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)をいう。</p> <p>(4) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質等で焼棄しようとするものをいう。</p> <p>(5) 「管理区域」、「保全区域」又は「周辺監視区域」とは、それぞれ炉規則第1条の2第4号、第5号又は第6号に規定する管理区域、保全区域又は周辺監視区域をいう。</p> <p>(6) 「燃料要素等」とは、燃料要素、減速材要素、反射材要素、プラグ、さや管、標準型燃料板支持フレーム等炉心を構成する要素をいう。</p> <p>(7) 「燃料集合体」とは、臨界装置用燃料要素等を組み合わせて、炉心に挿入する单</p>

変更前	変更後	備考
<p>位にまとめたものをいう。</p> <p>(8)「放射線業務従事者」とは、原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に從事するため管理区域内に立ちに入る者をいう。</p> <p>(9)「一時立入者」とは、見学等のため一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10)「保安活動」とは、原子炉施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(11)「品質保証」とは、炉規則第15条第1項第18号に規定する品質保証をいう。</p> <p>(12)「易燃性物品」とは、爆発性又は易燃性を有する物品をいう。</p>	<p>位にまとめたものをいう。</p> <p>(8)「放射線業務従事者」とは、原子炉の運転又は利用、原子炉施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に從事するため管理区域内に立ちに入る者をいう。</p> <p>(9)「一時立入者」とは、見学等のため一時的に管理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(10)「保安活動」とは、原子炉施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(11)「品質マネジメントシステム」とは、炉規則第1条の2第2項第9号に規定する品質マネジメントシステムをいい、品質マネジメントシステムに係る用語の定義は、原 子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(12)「要員」とは、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織に属して保安活動を実施する者をいう。</p> <p>(13)「部室等」とは、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織の最小単位をいう。</p> <p>(14)「部室」とは、安全管理本部、室及び部をいう。</p> <p>(15)「部室長」とは、部室の長をいう。</p> <p>(16)「易燃性物品」とは、爆発性又は易燃性を有する物品をいう。</p>	<p>品質管理基準規則第2条第2項第1号</p> <p>品質管理基準規則に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
	<p>第6条の2 安全委員会に検査小委員会を置き、検査対象となる施設・設備の保守に与しない者による独立検査を行う。</p> <p>2 検査小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>3 所長並びに原子炉施設の保守担当部室及びその上司は、検査小委員会の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</p> <p>4 独立検査に關係する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに研究所の使命を念頭に、法令や社会との約束を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p> <p>(CAP 小委員会)</p> <p>第6条の3 安全委員会にCAP 小委員会を置き、原子炉施設における是正処置プログラム(CAP)を行う。</p> <p>2 CAP 小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p>	<p>頂第十七号(原子炉施設の施設管理に関するこ) と)審査基準への対応</p> <p>KUCA設置変更承認申請添付書類10の評価に おける想定の誤りに関する対応。</p> <p>(申請業務小委員会)</p> <p>第6条の4 安全委員会に申請業務小委員会を置き、原子炉施設変更の承認申請及び原子炉施設保安規定の変更に係る業務を行う。</p> <p>2 申請業務小委員会の体制及び議事の運営について必要な事項は、安全委員会が定める。</p> <p>(安全管理本部)</p> <p>第7条 (変更無し)</p> <p>(中央管理室)</p> <p>第8条 (変更無し)</p> <p>(核燃料管理室)</p> <p>第9条 (変更無し)</p> <p>(品質管理室)</p> <p>第10条 品質管理室は、第151条第2項に定める原子炉施設の定期的な評価及び第159条第5項に定める品質保証に関する業務を行う。</p> <p>2 第8条第2項から第6項までの規定は、品質管理室について準用する。この場合において、これらの規定中「中央管理室」とあるのは「品質管理室」と、「中央管理室」とあるの</p>

変更前	変更後	備考
<p>(運転従事者等の義務) 第16条（省略）</p> <p>(保安指示書)</p> <p>第17条 所長は、原子炉施設の点検、運転及び操作、核燃料物質等の取扱いその他原子炉施設の取扱いについて、この規定に定めるもののほか、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安指示書(以下「保安指示書」という。)を定める。</p> <p>2 前項の保安指示書を定めるに当たっては、所長は、安全委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>3 保安指示書の変更については、前項の規定を準用する。</p>	<p>(運転従事者等の義務) 第16条（変更無し）</p> <p>(保安指示書)</p> <p>第17条 所長は、原子炉施設の点検、運転及び操作、核燃料物質等の取扱い、非常の場合に講ずべき処置その他原子炉施設の取扱いについて、この規定に定めるもののほか、京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安指示書(以下「保安指示書」という。)を定める。</p> <p>2 前項の保安指示書を定めるに当たっては、所長は、安全委員会の意見を聽かなければならぬ。</p> <p>3 保安指示書の変更については、前項の規定を準用する。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第一号の審査基準(要領書、手順書その他保安に関する文書)について 試験炉規則第15条第1項第十四号の審査基準 2.への対応</p>
<p>(研究炉の取扱い) 第1章 研究炉部の業務 (研究炉部の業務分掌) 第18条（省略）</p>	<p>(研究炉の取扱い) 第1章 研究炉部の業務 (研究炉部の業務分掌) 第18条（変更無し）</p>	<p>(運転の当直) 第19条 前条第2項第3号に規定する運転班の業務を交替して行わせるため、研究炉部長は、運転主任を含む運転班の班員3名以上(出力が1000kWを超えるときは5名以上)に研究炉の当直運転を命ぜるものとする。 2 前項の当直運転を命ぜられた他の運転班員(以下この章において「当直運転主任」という。)は、前項の当直運転を命ぜられたその他の運転班員(以下この章において「当直運転員」という。)を指揮し、研究炉の制御台操作及び機器の点検、研究炉用燃料要素等の取扱い、連絡業務、記録、炉心照射試料の出し入れの操作を行うものとする。 3 制御台操作を行ふ者(以下この章において「制御台操作員」という。)は、常に研究炉制御室にあつて、制御台操作及び機器の監視を行い、その他の当直運転員は、計装盤の操作、機器の点検、記録の作成及び連絡業務を行うものとする。</p>
		<p>第2節 研究炉の運転前の処置研究炉の運転前の処置</p>

変更前	変更後	備考	
<p>の水位を基準点から、それぞれ、下方 55 cm 以内、下方 20 cm 以内にあるように保つこと。</p> <p>(2) ブール水の導電率を $10 \mu S/cm$ 以下に保つこと。</p> <p>(3) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 燃料要素の貯蔵に従事する者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(5) 核燃料物質の種類及び数量が許可された範囲を超えないようにすること。</p>	<p>にその水位を基準点から、それぞれ、下方 55 cm 以内、下方 20 cm 以内にあるよう保つこと。</p> <p>(2) ブール水の導電率を $10 \mu S/cm$ 以下に保つこと。</p> <p>(3) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(4) 燃料要素の貯蔵に従事する者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(5) 核燃料物質の種類及び数量が許可された範囲を超えないようにすること。</p> <p>(6) いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにすること。</p>	<p>試験炉規則第 15 条第 1 項第十二号(核燃料物質の受扱い、運搬、貯蔵その他)への取扱いに関すること。</p> <p>試験炉規則第 15 条第 1 項第十二号(核燃料物質の受扱い、運搬、貯蔵その他)への取扱いに関すること。</p>	
<p>(燃料要素の点検)</p> <p>第24条 (省略)</p>	<p>(燃料要素の点検)</p> <p>第24条 (変更無し)</p>	<p>(燃料要素の研究所内における運搬)</p> <p>第25条 研究炉用燃料要素の所内における運搬及びこれに関連した運搬器への収納などの作業については、当直運転主任及び当直運転員が、管理班の班員(以下「管理班員」という。)及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 研究炉部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、燃料要素が運搬容器に収納された後、運搬容器に係る放射性物質の表面密度並びに運搬容器及び車両に係る線量当量率が炉規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>4 立会いの管理班員は、運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、直ちに付近の交通を遮断する等の応急措置を講じるとともに、中央管理室長、核燃料管理室長、研究炉部長及び研究炉主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>5 前項の報告を受けた中央管理室長は、核燃料管理室長及び研究炉主任技術者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p>	<p>(燃料要素等の炉心配置変更計画)</p> <p>第26条 (省略)</p> <p>(燃料要素等の炉心配置変更操作)</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>(核燃料物質によって汚染された物の研究所内における運搬)</p>

変更前	変更後	備考
行われていることを確認しなければならない。	4. 前項の報告を受けた実験設備管理部長は、研究炉部長及び研究炉主任技術者と協議の上、当該実験設備に係る必要な処置を指揮しなければならない。	
(実験後の報告) 第50条 (省略)	(実験後の報告) 第50条 (変更無し)	
(教育のための制御台操作等) 第50条の2 (省略)	(教育のための制御台操作等) 第50条の2 (変更無し)	
(物品の持込み) 第50条の3 (省略)	(物品の持込み) 第50条の3 (変更無し)	
(機器の管理) 第50条の4 (省略)	(機器の管理) 第50条の4 (変更無し)	
(使用許可の取消し、使用の停止) 第51条 (省略)	(使用許可の取消し、使用の停止) 第51条 (変更無し)	
(削除)	(削除)	医療照射取り止めのため
第9節 研究炉による医療照射に関する特則 (研究炉による医療照射の許可)	第52条 研究炉による医療照射を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した使用申込書を提出して、所長の許可を受けなければならない。 (1) 主治医その他医療団に関する事項 (2) 医療照射を希望する日時及びその前後の日程、計画等に関する事項 (3) 患者及びその症状に関する事項 (4) 当該医療照射の目的、放射線を照射しようとする身体部位、必要とする照射線量等に関する事項 (5) その他必要と認められる事項	医療照射取り止めのため 第52条 (削除)
2. 所長は、前項の許可を与えるに当たつては、第48条第3項に定めるもののほか、原子炉医療に関する学識経験者の意見を聽かなければならない。		
(主治医の責任)	第53条 現在原子炉による医療照射を受ける患者に対する放射線管理上の責任は、主治医に帰属するものとする。	医療照射取り止めのため 第53条 (削除)
2. 研究炉による医療照射にかかる人体に起因する薬物の処理及び処分の責任		

変更前	変更後	備考
は、原則として、主治医に帰属するものとする。		
(研究炉の運転) 第54条 医療照射を伴う研究炉の運転には、研究炉部長と主治医の緊密な連携の下に行わなければならない。 2 研究炉部長は、医療照射の出力の変更及び運転の停止については、スクラム又は一せい挿入による運転の停止の場合を除いて、あらかじめ主治医に連絡し、その確認を得た後、行うものとする。	(医療照射取り止めのため 第54条 (削除) 第55条 (削除)	
(研究炉の運転計画の変更) 第55条 研究炉部長は、研究炉による医療照射中において医療の経過等の必要から、主治医に出力、運転時間等の運転計画の変更を求められたときは、保安上支障がない限りこれに応ずるものとする。ただし、第20条第6項において準用する同条第2項の規定にかかるらず、運転計画の変更に係る研究炉主任技術者の承認については、その変更が緊急を要するときは、事後遅やかにこれを受けるものとする。	(医療照射取り止めのため 第55条 (削除) 第56条 (削除)	
(研究炉の異常時の運転停止の場合の措置) 第56条 研究炉による医療照射中に発生したスクラム又は一せい挿入の作動及び第38条第1項の規定による運転の停止については、当直運転主任は、直ちに主治医にも報告しなければならない。 2 前項においては、研究炉部長は、当直運転主任、制御台操作員等を指揮して第36条第1項、第37条及び第38条第1項の処置の促進を図り、かつ、直ちに中央管理室長、研究炉主任技術者及び主治医と協議のうえ、以後の研究炉の運転等について適切な措置を講ずるものとする。	(医療照射取り止めのため 第56条 (削除) 第57条 (変更無し) 第4章 臨界装置の取扱い 第1節 臨界装置部の業務 (臨界装置部の業務) 第57条 (省略)	
(運転の当直) 第58条 (省略)	(運転の当直) 第58条 (変更無し)	
第2節 臨界装置の運転前の処置 (運転の計画) 第59条 (省略)	第2節 臨界装置の運転前の処置 (運転の計画) 第59条 (変更無し)	

変更前	変更後	備考
(運転の指令) 第60条（省略）	(運転の指令) 第60条（変更無し）	
第3節 隣界接置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い (燃料要素の管理) 第61条（省略）	第3節 隣界接置用燃料要素等及び燃料集合体の取扱い (燃料要素の管理) 第61条（変更無し）	<p>(燃料要素及び燃料集合体の保管)</p> <p>第62条 隣界装置部長は、隣界装置用燃料要素及び燃料集合体の保管に関する事項に關り、隣界装置燃料室燃料貯蔵槽又は炉心において行わなければならない。ただし、隣界装置主任技術者が確認の上、燃料室機上を仮置き場所とすることができる。</p> <p>2 隣界装置燃料室燃料貯蔵槽の専用保管庫並びに燃料室機上において仮置きする場合、固体減速架台用燃料要素は■枚以下とし、液体減速架台用燃料要素は■枚以下とする。ただし、液体減速架台用燃料要素のうち巻曲型燃料板については■枚以下とする。この場合、それぞれの燃料要素を混載してはならない。</p> <p>3 隣界装置部長は、隣界装置用燃料要素及び燃料集合体を貯蔵している間は、次の各号に掲げる処置をとらなければならない。</p> <p>(1) 貯蔵場所の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(2) 燃料要素の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵場所に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。</p> <p>(3) 非選択架台炉心においては、燃料要素及び燃料集合体を移動しないこと。ただし、液体減速架台に限り、ダンプ弁“開”の条件の下で、隣界装置主任技術者又はその指定した者の立会のもとに燃料要素及び燃料集合体を移動することができます。</p> <p>(4) いかなる場合においても、核燃料物質が隣界に漏するおそれがないようにするこ^{ト。}</p> <p>(燃料要素の点検) 第63条（変更無し）</p> <p>(燃料要素の点検) 第63条（省略）</p> <p>(燃料要素の研究所内における運搬) 第64条 隣界装置用燃料要素の研究所内での運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)及びこれに連携した運搬容器への取扱などの作業については、第66条に規定する計画書を作成し、当直運転主任及び当直運転員は、隣界装置部員及び放射線管理部員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>2 隣界接置部長は、前項の作業について、炉規則第12条による措置を講じなければならない。</p>

変更前	変更後	備考
第69条（省略） (一せい)挿入条件の設定) 第70条（省略）	第69条（変更無し） (一せい)挿入条件の設定) 第70条（変更無し）	
(起動前の点検) 第71条（省略）	(起動前の点検) 第71条（変更無し）	
(起動) 第72条（省略）	(起動) 第72条（変更無し）	
(運転中の点検) 第73条（省略）	(運転中の点検) 第73条（変更無し）	
(警報、警報に対する処置) 第74条（省略）	(警報、警報に対する処置) 第74条（変更無し）	
第75条（削除）	第75条（削除） (スクラムが作動したときの処置) 第76条（省略）	
(一せい)挿入が作動したときの処置) 第77条（省略）	(一せい)挿入が作動したときの処置) 第77条（変更無し） (異常時の自主的な運転停止、異常の拡大防止) 第78条（変更無し）	
(運転の計画外停止の報告) 第79条（省略）	(運転の計画外停止の報告) 第79条（変更無し） (運転の再開) 第80条（省略）	
(運転の交替) 第81条（省略）	(運転の交替) 第81条（変更無し）	

変更前	変更後	備考
(通常の運転停止) 第82条（省略）	(通常の運転停止) 第82条（変更無し）	
第5節 臨界接置の運転終了及び運転終了後の処置 (運転終了時の点検) 第83条（省略）	第5節 臨界接置の運転終了及び運転終了後の処置 (運転終了時の点検) 第83条（変更無し）	炉室は常時電子錠にて施錠されている。
(選択架台の架台室の施錠) 第84条 当直運転主任は、臨界接置の運転終了の後、選択架台の架台室に人のいなければ確めたうえ、可動遮蔽を閉状態にして施錠し、鍵を中央管理室長に返還しない。 けねばならない。	第84条（削除）	
(臨界装置の巡視及び点検) 第85条（省略）	(臨界装置の巡視及び点検) 第85条（変更無し）	
第6節 臨界接置の特性測定等 (機能点検) 第86条（省略）	第6節 臨界接置の特性測定等 (機能点検) 第86条（変更無し）	
(新配置の炉心の特性測定) 第87条（省略）	(新配置の炉心の特性測定) 第87条（変更無し）	
第7節 臨界接置の運転の訓練 (運転の訓練) 第88条（省略）	第7節 臨界接置の運転の訓練 (運転の訓練) 第88条（変更無し）	
第8節 臨界接置の使用 (使用の許可) 第89条（省略）	第8節 臨界接置の使用 (使用の許可) 第89条（変更無し）	
(実験の実施) 第90条（省略）	(実験の実施) 第90条（変更無し）	
(教育のための制御合操作等) 第91条（省略）	(教育のための制御合操作等) 第91条（変更無し）	

	変更前	変更後	備考
(中性子発生装置の使用) 第92条（省略）	(中性子発生装置の使用) 第92条（変更無し）		
(実験後の報告) 第93条（省略）	(実験後の報告) 第93条（変更無し）		
(物品の持込み) 第93条の2（省略）	(物品の持込み) 第93条の2（変更無し）		
(機器の管理)	(機器の管理)	管理機器の追加に伴う 変更	
第93条の3 隣界装置部長又は中央管理室長は、別表第16の2に定める隣界装置に係る機器について、同表に定める数値を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。	第93条の3 隣界装置部長、中央管理室長又は放射線管理部長は、別表第16の2に定める隣界装置に係る機器について、同表に定める数値を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。	試験炉規則 第15条第1項第九号「放射性廃棄物(以下「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物」という。)として廃棄又は資源として有効利用しようとする場合に必要な以下の事項を定める。」 (1)放射性廃棄物でない廃棄物の判断をしようとする対象物の範囲 (2)放射性廃棄物でない廃棄物の判断方法等 1 使用履歴の記録等による判断方法 口 使用履歴、設置状況の記録等が適切に管理されていない資材等についての判断方法	
第94条 放射性廃棄物の廃棄 (放射性廃棄物処理部の業務) 第95条（省略）	第94条 放射性廃棄物の廃棄 (放射性廃棄物処理部の業務) 第95条（変更無し）		
(核燃料物質等の廃棄のための措置) 第96条（省略）	(核燃料物質等の廃棄のための措置) 第96条（変更無し）		

変更前	変更後	備考
	<p>ハ 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</p> <p>二 念のための放射線測定に係る事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物でない廃棄物と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</p> <p>2 「放射性廃棄物」として廃棄又は資材として有効利用しようとする者は、前項で定めた事項に基づき実施計画をたて、放射線管理部長及び放射性廃棄物処理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 主任技術者及び放射線取扱主任者は前2項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の収集)</p> <p>第97条 放射線管理部長は、前条の規定により必要な措置がとられた放射性廃棄物の、放射性廃棄物処理場又は第1、第2回形廃棄物倉庫(以下「回形廃棄物倉庫」と総称する。)への収集の必要を認めめたときは、当該放射性廃棄物処理部長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、前項の通知を受けたときは、当該放射性廃棄物について前条に定める必要な処置がなされていることを確認のうえ、連帯なく放射性廃棄物処理場又は回形廃棄物倉庫に収集しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の所内における運搬について、規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物処理部員は、放射性廃棄物の運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、付近の交通を遮断する等の応急の措置を講じるとともに、放射性廃棄物処理部長、中央管理室長、放射線管理部長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた中央管理室長は、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の処理)</p> <p>第98条 (省略)</p> <p>(保管廃棄)</p> <p>第99条 (省略)</p>	<p>ハ 汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</p> <p>二 念のための放射線測定に係る事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物でない廃棄物と判断したものと、核燃料物質によって汚染されたものとの混在防止措置</p> <p>2 「放射性廃棄物」として廃棄又は資材として有効利用しようとする者は、前項で定めた事項に基づき実施計画をたて、放射線管理部長及び放射性廃棄物処理部長の承認を得なければならない。</p> <p>3 主任技術者及び放射線取扱主任者は前2項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の収集)</p> <p>第97条 放射線管理部長は、第96条の規定により必要な措置がとられた放射性廃棄物の、放射性廃棄物処理場又は第1、第2回形廃棄物倉庫(以下「回形廃棄物倉庫」と総称する。)への収集の必要を認めめたときは、当該放射性廃棄物処理部長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 放射性廃棄物処理部長は、前項の通知を受けたときは、当該放射性廃棄物について前条に定める必要な処置がなされていることを確認のうえ、連帯なく放射性廃棄物処理場又は回形廃棄物倉庫に収集しなければならない。</p> <p>3 放射性廃棄物処理部長は、放射性廃棄物の研究所外への運搬(研究所外への運搬に係るものも含む。)について、規則第12条による措置を講じなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、前項の運搬にあたっては、規則第12条第1項第4号に定める値を超えないことを確認しなければならない。</p> <p>5 放射性廃棄物処理部員は、放射性廃棄物の運搬中に放射性物質の漏えい等の異常が生じた場合には、付近の交通を遮断する等の応急の措置を講じるとともに、放射性廃棄物処理部長、中央管理室長、放射線管理部長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>6 前項の報告を受けた中央管理室長は、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議の上、異常の状況を確認し、異常の拡大防止及び汚染の拡大防止のために必要な指示をするとともに、これを所長に報告しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の処理)</p> <p>第98条 (省略)</p> <p>(保管廃棄)</p> <p>第99条 (省略)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(放射性廃棄物の引渡し)</p> <p>第100条（省略）</p> <p>(排水)</p> <p>第101条 放射性廃棄物処理部長は、第98条に規定する処理を終わって監視貯留槽若しくは臨界装置の廃液タンクに貯留された処理済廃水を廃棄しようとするときは、その口における排水中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第7号に定める濃度限度以下となるように放流計画をたて、放射線取扱主任者の承認を得たのち、排水しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、当該排水中の放射性物質の濃度を監視しなければならない。</p> <p>3 主任技術者及び 放射線取扱主任者は、前2項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、当該排水中の放射性物質の濃度を監視しなければならない。</p> <p>(排気)</p> <p>第102条 放射性廃棄物処理部長は、気体状の放射性廃棄物の廃棄に当たっては、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第4号に定める濃度限度以下となるように必要な処置をしなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、排気中の放射性物質の濃度を監視しなければならない。</p> <p>3 主任技術者及び 放射線取扱主任者は、前2項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(機器の管理)</p> <p>第102条の2 放射性廃棄物処理部長は、別表第16の3に定める放射性廃棄物の廃棄に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射性廃棄物の引渡し)</p> <p>第100条（変更無し）</p> <p>(排水)</p> <p>第101条 放射性廃棄物処理部長は、第98条に規定する処理を終わって監視貯留槽若しくは臨界装置の廃液タンクに貯留された処理済廃水を廃棄しようとするときは、その都度、排水口における排水中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第7号に定める濃度限度以下となるように放流計画をたて、放射線取扱主任者の承認を得たのち、排水しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、<u>ALARAの精神に則り</u>、排水を管理しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、別表第16の4に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>4 主任技術者及び 放射線取扱主任者は、前3項が適切に行われていることを確認しなければならない。</p> <p>(排気)</p> <p>第102条 放射性廃棄物処理部長は、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が炉規則第14条第4号に定める濃度限度以下となるように必要な処置をしなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、<u>ALARAの精神に則り</u>、排気を管理しなければならない。</p> <p>3 放射線管理部長は、別表第16の4に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、別表第16の4に定める項目について、同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>(機器の管理)</p> <p>第102条の2 放射性廃棄物処理部長及び放射線管理部長は、別表第16の3に定める放射性廃棄物の廃棄に係る機器について、同表に定める数量を確保するとともに、同表に定める頻度で点検を行う。ただし、故障又は経年劣化による機器の性能低下が生じた場合は、修理又は代替品を補充する。</p>	<p>バッチ処理による手順の明確化のため</p> <p>試験炉規則第15条第1項第九号の審査基準2.への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準1.への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第九号の審査基準2.への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第八号の審査基準1.への対応</p>
<p>(放射線管理)</p> <p>第103条（省略）</p> <p>(第2節 管理区域等の設定及び解除)</p>	<p>第6章 放射線管理</p> <p>第1節 放射線管理部の業務</p> <p>(放射線管理部の業務)</p> <p>第103条（変更無し）</p> <p>試験炉規則第15条第1項第二号の審査基準1.への対応</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第二号の審査基準1.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域) 第104条 研究所における次の各号の一に該当する区域を管理区域として設定するものとする。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量が、3月間ににつき 1.3 mSv を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の3月間にについての平均濃度が、炉規則第8条第1項第2号に定める空気中濃度限度の10分の1を超えて、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(3) 放射性物質の表面密度が炉規則第7条第1号ハに定める表面密度限度の10分の1を超えて、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(4) 第1号及び第2号の規定にかかるわらず、外部放射線により被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入攝取するおそれのあるときは、外部放射線に係る線量の第1号に規定する線量に対する割合と空気中の放射性物質の濃度の第2号に規定する濃度に対する割合の和が1を超えて、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(5) その他、主任技術者又は放射線取扱主任者が、放射線による放射線障害の防止のために必要と認めた区域</p> <p>2 管理区域は、次の各号に掲げる施設とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第2から第8-2までに示すとおりとする。</p> <p>(1) 研究炉炉室 (2) 中性子導管実験室の中性子捕獲放射線占有区画 (3) 研究炉の排氣機械室及び排氣口 (4) 30m^3タンク (5) 使用済燃料プール室 (6) ホットケーブ地下室 (7) 研究炉新燃料要素貯蔵庫 (8) 使用済燃料室(管理室を除く。) (9) 隣界装置の炉室及び燃料室 (10) 隣界装置の排氣機械室及び排氣口 (11) 隣界装置の溶液タンク (12) 隣界装置の総合測定室 (13) 放射性廃棄物処理施設 (14) 固形廃棄物倉庫 (15) 倉庫の物品保管室(1)</p> <p>3 放射線管理部長は、管理区域のうち被ばく線量が1週間ににつき 1mSv を超え又は超えるおそれのある場所について、人の立入りを制限し、又は立入時間を制限するため、標識及びさく等を設けた立入制限区域を設定することができる。</p> <p>4 管理区域については、中央管理室長は、壁、さく等の区画物によつて区画するほか、</p>	<p>(管理区域) 第104条 研究所における次の各号の一に該当する区域を管理区域として設定するものとする。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量が、3月間ににつき 1.3 mSv を超え、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(2) 空気中の放射性物質の3月間にについての平均濃度が、炉規則第8条第1項第2号に定める空気中濃度限度の10分の1を超えて、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(3) 放射性物質の表面密度が炉規則第7条第1号ハに定める表面密度限度の10分の1を超えて、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(4) 第1号及び第2号の規定にかかるわらず、外部放射線により被ばくするおそれがあり、かつ、空気中の放射性物質を吸入摄取するおそれのあるときは、外部放射線に係る線量の第1号に規定する線量に対する割合と空気中の放射性物質の濃度の第2号に規定する濃度に対する割合の和が1を超えて、又は超えるおそれのある区域</p> <p>(5) その他、主任技術者又は放射線取扱主任者が、放射線による放射線障害の防止のために必要と認めた区域</p> <p>2 管理区域は、次の各号に掲げる施設とし、それぞれの位置及び設定の範囲は、別図第2から第8-2までに示すとおりとする。</p> <p>(1) 研究炉炉室 (2) 中性子導管実験室の中性子捕獲放射線占有区画 (3) 研究炉の排氣機械室及び排氣口 (4) 30m^3タンク (5) 使用済燃料プール室 (6) ホットケーブ地下室 (7) 新燃料貯蔵室 (8) 使用済燃料室(管理室を除く。) (9) 隣界装置の炉室及び燃料室 (10) 隣界装置の排氣機械室及び排氣口 (11) 隣界装置の溶液タンク (12) 隣界装置の総合測定室 (13) 放射性廃棄物処理施設 (14) 固形廃棄物倉庫 (15) 倉庫の物品保管室(1)</p> <p>3 放射線管理部長は、管理区域のうち被ばく線量が1週間ににつき 1mSv を超え又は超えるおそれのある場所について、人の立入りを制限し、又は立入時間を制限するため、標識及びさく等を設けた立入制限区域を設定することができる。</p> <p>4 管理区域については、中央管理室長は、壁、さく等の区画物によつて区画するほか、</p>	<p>項第七号(管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等)の審査基準 1.への対応</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
<p>標識等を設けることによる人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の処置をしなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は、管理区域を解除する場合は、第1項各号に掲げる区域のいずれにも該当しないことを確認する。</p> <p>(一時管理区域) 第105条（省略）</p> <p>(管理区域の一時解除) 第106条（省略）</p> <p>(保全区域) 第107条（省略）</p> <p>(周辺監視区域) 第108条（省略）</p>	<p>標識等を設けることによる人の立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の処置をしなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は、管理区域を解除する場合は、第1項各号に掲げる区域のいずれにも該当しないことを確認する。</p> <p>(一時管理区域) 第105条（変更無し）</p> <p>(管理区域の一時解除) 第106条（変更無し）</p> <p>(保全区域) 第107条（変更無し）</p> <p>(周辺監視区域) 第108条（変更無し）</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第七号(管理区域、健全区域及び周辺監視区域の設定等)の審査基準 1.への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>5 中央管理室長は、本人からの申出その他の事由により、放射線業務従事者の認定を解除することができる。</p> <p>6 中央管理室長は、第1項第3号の許可を与える際には、当該者が所属機関において放射線業務従事者の認定を受けていることを確認しなければならない。</p> <p>(管理区域への入り)</p> <p>第110条 (省略)</p> <p>(保護具の着用、放射線測定器の携行)</p> <p>第111条 (省略)</p>	<p>5 中央管理室長は、本人からの申出その他の事由により、放射線業務従事者の認定を解除することができる。</p> <p>6 中央管理室長は、第1項第3号の許可を与える際には、当該者が所属機関において放射線業務従事者の認定を受けていることを確認しなければならない。</p> <p>(管理区域への入り)</p> <p>第110条 (変更無し)</p> <p>(保護具の着用、放射線測定器の携行)</p> <p>第111条 (変更無し)</p>	
<p>(管理区域からの退出)</p> <p>第112条 管理区域から退出しようとする者は、次の各号に掲げる処置をして退出しなければならない。</p> <p>(1) 保護具を取り外すこと。</p> <p>(2) 手洗いその他必要な除染を行うこと。</p> <p>(3) 手足及び保護具の汚染を検査し、汚染のある場合には、除染のため必要な処置をすること。</p> <p>(物品の持出し)</p> <p>第113条 (省略)</p> <p>(飲食等の禁止)</p> <p>第114条 (省略)</p>	<p>(管理区域からの退出)</p> <p>第112条 管理区域から退出しようとする者は、次の各号に掲げる処置をして退出しなければならない。</p> <p>(1) 保護具を取り外すこと。</p> <p>(2) 手洗いその他必要な除染を行うこと。</p> <p>(3) 手足及び保護具の汚染を検査し、表面密度が当規則第7条第1号ニに定める限度を超える汚染のある場合には、除染のため必要な処置をすること。</p> <p>(物品の持出し)</p> <p>第113条 (変更無し)</p> <p>(飲食等の禁止)</p> <p>第114条 (変更無し)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第七号の審査基準への対応</p>
<p>(被ばく管理の基本方針)</p> <p>第4節 被ばくの管理及び監視</p> <p>第115条 放射線管理部長は、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするよう努めなければならない。</p> <p>(線量の管理)</p> <p>第116条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が、次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするため、管理区域への立入時間を制限し、有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について イ 1年間(4月1日を始期とする。以下同じ。)につき 50 mSv ロ 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき 100 mSv</p>	<p>(被ばく管理の基本方針)</p> <p>第4節 被ばくの管理及び監視</p> <p>第115条 放射線管理部長は、ALARA の精神に則り、管理区域に立ち入る者の放射線による被ばくをできる限り少なくするよう努めなければならない。</p> <p>(線量の管理)</p> <p>第116条 放射線管理部長は、放射線業務従事者の線量が、次の各号に掲げる線量限度を超えないようにするため、管理区域への立入時間を制限し、有効な遮蔽を設ける等の方法により必要な放射線の管理を行わなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の線量限度は、実効線量について イ 1年間(4月1日を始期とする。以下同じ。)につき 50 mSv ロ 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき 100 mSv</p>	

変更前	変更後	
		備考
<p>ハ 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を絶長に書面で申し出た者並びに次の二に規定する者を除く。)については、前イ、口に規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間ににつき 5 mSv ニ 妊娠中である女子については、前イ、口に規定するほか、本人の申出等により絶長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間ににつき、内部被ばくについて 1 mSv</p> <p>(2) 等価線量について次のとおりとする。</p> <p>イ 眼の水晶体については、1年間につき 150 mSv</p> <p>ロ 皮膚については、1年間につき 500 mSv</p> <p>ハ (1)の二に規定する女子の腹部表面については、同期間ににつき 2 mSv 2 放射線管理部長は、放射線業務従事者の被ばくの結果について、定期的に主任技術者及び放射線取扱主任者に報告し、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。また、一時立入者の被ばくの結果について、立入りのつど放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>3 放射線業務従事者及び一時立入者は、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合には、直ちに放射線管理部長に届け出なければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、放射線業務従事者及び一時立入者が、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合、直ちに中央管理室長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は前項の報告を受けた場合、当該年度の放射線作業の禁止等の措置をとらなければならない。</p> <p>(管理区域内の線量等の監視)</p> <p>第117条 放射線管理部長は、管理区域内の常時人が立ち入る場所における次の各号に掲げる事項を監視し、それらが当該各号に定める限度を超えないよう必要な指示をしなければならない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 20 μ Sv/h (2) 空気中の放射性物質の濃度 気体状の放射性物質の濃度 100 mBq/cm³ ただし、臨界集合体積の管理区域については 600 mBq/cm³ アルファ線を放出するダスト状の放射性物質の濃度 370 kBq/cm³ ただし、臨界集合体積の管理区域については 2 μ Bq/cm³ アルファ線を放出しないダスト状の放射性物質の濃度 10 μ Bq/cm³</p>	<p>ハ 女子(妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者並びに次の二に規定する者を除く。)については、前イ、口に規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間ににつき 5 mSv ニ 妊娠中である女子については、前イ、口に規定するほか、本人の申出等により絶長が妊娠の事実を知ったときから出産するまでの間ににつき、内部被ばくについて 1 mSv</p> <p>(2) 等価線量について次のとおりとする。</p> <p>イ 眼の水晶体については、令和3年4月1日以後5年にごとに区分した各期間につき 100mSv 及び1年間につき 50mSv</p> <p>ロ 皮膚については、1年間ににつき 500 mSv</p> <p>ハ (1)の二に規定する女子の腹部表面については、同期間ににつき 2 mSv 2 放射線管理部長は、放射線業務従事者の被ばくの結果について、定期的に主任技術者及び放射線取扱主任者に報告し、当該放射線業務従事者に通知しなければならない。また、一時立入者の被ばくの結果について、立入りのつど放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>3 放射線業務従事者及び一時立入者は、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合には、直ちに放射線管理部長に届け出なければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、放射線に被ばくした場合、直ちに中央管理室長、主任技術者及び放射線取扱主任者に報告しなければならない。</p> <p>5 中央管理室長は前項の報告を受けた場合、当該年度の放射線作業の禁止等の措置をとらなければならない。</p> <p>(管理区域内の線量等の監視)</p> <p>第117条 放射線管理部長は、管理区域内の常時人が立ち入る場所における次の各号に掲げる事項を監視し、それらが当該各号に定める限度を超えないよう必要な指示をしなければならない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量率 20 μ Sv/h (2) 空気中の放射性物質の濃度 気体状の放射性物質の濃度 100 mBq/cm³ ただし、臨界集合体積の管理区域については 600 mBq/cm³ アルファ線を放出するダスト状の放射性物質の濃度 370 kBq/cm³ ただし、臨界集合体積の管理区域については 2 μ Bq/cm³ アルファ線を放出しないダスト状の放射性物質の濃度 10 μ Bq/cm³</p>	<p>名称変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(3) 放射性物質の表面密度 アルファ線を放出する放射性物質については $4 \text{ Bq}/\text{cm}^2$ アルファ線を放出しない放射性物質については $40 \text{ Bq}/\text{cm}^2$</p> <p>2 放射線管理部長は前項の監視を行うために別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。 への対応</p> <p>(周辺監視区域外における線量の限度等) 第118条 (省略)</p> <p>(研究所周辺の環境に関する測定) 第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほかに前条の線量の監視に必要な測定を行わなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料を年2回以上採取し、放射性物質の濃度を測定しなければならない。</p> <p>(監視の結果の報告及び異常の場合の処置) 第120条 (省略)</p> <p>(内部被ばく管理) 第121条 (変更無し)</p> <p>(汚染の除去) 第122条 (変更無し)</p> <p>第5節 放射線管理用機器の点検等 (放射線管理用機器の機能維持) 第123条 (省略)</p> <p>(巡視点検) 第124条 (変更無し)</p> <p>(保護具の維持) 第125条 (省略)</p>	<p>(3) 放射性物質の表面密度 アルファ線を放出する放射性物質については $4 \text{ Bq}/\text{cm}^2$ アルファ線を放出しない放射性物質については $40 \text{ Bq}/\text{cm}^2$</p> <p>2 放射線管理部長は前項の監視を行うために別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。 への対応</p> <p>(周辺監視区域外における線量の限度等) 第118条 (変更無し)</p> <p>(研究所周辺の環境に関する測定) 第119条 放射線管理部長は第101条における排水中、及び第102条における排気中の放射性物質の濃度の監視のほかに前条の線量の監視に必要な測定として、別表第17の2に定める項目について同表に定める頻度で測定しなければならない。</p> <p>2 放射線管理部長は、周辺監視区域及びその周辺の環境における水、植物、土等の試料中放射性物質濃度についてモニタリングを計画及び実施するとともに、その評価を行わなければならない。</p> <p>(監視の結果の報告及び異常の場合の処置) 第120条 (変更無し)</p> <p>(内部被ばく管理) 第121条 (変更無し)</p> <p>(汚染の除去) 第122条 (変更無し)</p> <p>第5節 放射線管理用機器の点検等 (放射線管理用機器の機能維持) 第123条 (変更無し)</p> <p>(巡視点検) 第124条 (変更無し)</p> <p>(保護具の維持) 第125条 (変更無し)</p>	

変更前	変更後	備考
<p>第6節 健康診断等</p> <p>(健康診断の方法)</p> <p>第126条 中央管理室長は、京都大学健康科学センターの助言を得て、第109条第1項第1号及び第2号に該当する放射線業務従事者に対して、問診及び検査又は検診の方法で、健康診断を受けなければならない。ただし、第2号に該当する放射線業務従事者については、当該者が所属機関で放射線障害防止法による放射線業務に従事する者として登録されていることを中央管理室長が確認することをもつて、健康診断に代えることができる。</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第127条 放射線業務従事者は、定期的に健康診断を受けなければならない。ただし、検査又は検診は、初めて放射線業務従事者の認定を受ける者を除き、中央管理室長が京都大学健康科学センターの所長の助言により必要と認めた場合に行うこととする。</p> <p>(随時健康診断)</p> <p>第128条 (省略)</p>	<p>第6節 健康診断等</p> <p>(健康診断の方法)</p> <p>第126条 中央管理室長は、京都大学環境安全保健機構の助言を得て、第109条第1項第1号及び第2号に該当する放射線業務従事者に対して、問診及び検査又は検診の方法で、健康診断を受けなければならない。ただし、同項第2号に該当する放射線業務従事者については、当該者が所属機関で放射性同位元素等規制法による放射線業務に従事する者として登録されていることを中央管理室長が確認することをもつて、健康診断に代えることができる。</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第127条 放射線業務従事者は、定期的に健康診断を受けなければならない。ただし、検査又は検診は、初めて放射線業務従事者の認定を受ける者を除き、中央管理室長が京都大学環境安全保健機構長の助言により必要と認めた場合に行うこととする。</p> <p>(随時健康診断)</p> <p>第128条 (変更無し)</p>	<p>名称変更 法令名称の変更</p>
<p>(健康診断に異常が認められた場合の処置)</p> <p>第129条 中央管理室長は、前2条の健康診断の結果、異常を認めた場合は、京都大学健康科学センターの所長の助言を得て、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議し、管理区域への立入り制限等健康確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(健康診断に異常が認められた場合の処置)</p> <p>第129条 中央管理室長は、前2条の健康診断の結果、異常を認めた場合は、京都大学環境安全保健機構長の助言を得て、主任技術者及び放射線取扱主任者と協議し、管理区域への立入り制限等健康確保に必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>名称変更</p>
<p>第7章 教育訓練</p> <p>(教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 所長は、原子炉施設に係る安全及び作業者等に係る放射線安全を確保するため、教育訓練を実施する。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、前項の年度教育訓練実施計画の作成に当たっては、放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練は別表第18、研究炉部運転班員及び臨界装置部運転員に対する教育訓練は別表第19、部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練は別表第20、品質保証活動に係る教育訓練は別表第21に基づかなければならぬ。</p>	<p>第7章 教育訓練</p> <p>(教育訓練の実施方針)</p> <p>第130条 所長は、原子炉施設に係る安全及び作業者等に係る放射線安全を確保するため、教育訓練を実施する。</p> <p>2 中央管理室長は、前項の教育訓練についての実施計画を年度毎に作成し(以下「年度教育訓練実施計画」という。)、当該主任技術者がその内容を精査したのち、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、前項の年度教育訓練実施計画の作成に当たっては、放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練は別表第18、研究炉部運転班員及び臨界装置部運転員に対する教育訓練は別表第19、部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に従事する者に対する教育訓練は別表第20、品質マネジメントシステムに係る教育訓練は別表第21に基づかなければならぬ。</p>	<p>名称変更 別表第19に伴う変更 名称変更</p>

変更前	変更後	
4 年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要が生じた場合は、第2項に準じるものとする。	4 年度教育訓練実施計画を年度途中に変更する必要が生じた場合は、第2項に準じるものとする。	
(放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練) 第131条（省略）	(放射線業務従事者としての認定に必要な教育訓練) 第131条（変更無し）	
(部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に從事する者に対する教育訓練) 第132条（省略）	(部員及び室員並びに原子炉施設の保全の業務に從事する者に対する教育訓練) 第132条（変更無し）	
(原子炉施設使用者に対する教育訓練) 第133条（省略）	(原子炉施設使用者に対する教育訓練) 第133条（変更無し）	
(所員以外の者に対する教育訓練) 第134条（省略）	(所員以外の者に対する教育訓練) 第134条（変更無し）	
(緊急時のための教育訓練) 第135条 所長は、研究炉部及び臨界装置部の部員その他原子炉施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合（多量の放射性物質等を放出する事故含む）の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。	(緊急時のための教育訓練) 第135条 所長は、研究炉部及び臨界装置部の部員その他原子炉施設に関する業務に従事する者に対し、毎年1回以上、非常事態が発生した場合（多量の放射性物質等を放出する事故含む）の処置に関する教育訓練を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。	
(品質保証に係る教育) 第136条 所長は、品質保証活動を実施するに当たって、第3条に定める品質保証による組織に属する所員に対し、品質保証活動に係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。 2 所長は、品質保証活動に係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。	(品質マネジメントシステムに係る教育) 第136条 所長は、品質マネジメントシステムを実施するに当たって、第3条に定める品質マネジメントシステムに係る組織に属する所員に対し、品質マネジメントシステムに係る教育を、年度教育訓練実施計画に基づいて実施しなければならない。 2 所長は、品質マネジメントシステムに係る教育・訓練その他の処理の有効性を評価しなければならない。	
(教育訓練の免除) 第137条（省略）	(教育訓練の免除) 第137条（変更無し）	
(教育訓練の実施記録) 第138条 第132条から前条までに定める教育訓練を実施した者は、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び教育訓練を受けた者の氏名を記した教育訓練実施報告書を中央管理室長に提出しなければならない。	(教育訓練の実施記録) 第138条 第131条から前条までに定める教育訓練を実施した者は、実施内容、実施日時、実施時間、実施者氏名及び教育訓練を受けた者の氏名を記した教育訓練実施報告書を中央管理室長に提出しなければならない。	

変更前	変更後	備考
<p>第8章 異常又は非常の場合の処置</p> <p>第1節 緊急時の組織及び職務</p> <p>(緊急時の指置)</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合(設計基準事故を超える事故を含む。)(以下「緊急時」という。)には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業防災業務計画によらなければならぬ。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 所長は、緊急時に必要な器材をあらかじめ整備し、管理しておかなければならぬ。</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡系統をあらかじめ整備し、管理しておかなければならぬ。</p> <p>5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るために応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p> <p>(緊急対策本部)</p> <p>第140条 (省略)</p> <p>(緊急作業団)</p> <p>第141条 (省略)</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第142条 (省略)</p>	<p>第8章 異常又は非常の場合の処置</p> <p>第1節 緊急時の組織及び職務</p> <p>(緊急時の指置)</p> <p>第139条 所長は、原子炉施設において重大な災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合(設計基準事故を超える事故を含む。)(以下「緊急時」という。)には、緊急事態の宣言を発するとともに、緊急対策本部を設置し、その後の措置は原子力事業防災業務計画によらなければならぬ。</p> <p>2 前項の場合において、所長は、必要があるときは、第141条に規定する緊急作業団を招集することができる。</p> <p>3 所長は、緊急時に必要な器材を原原子力事業者防災業務計画に従いあらかじめ整備し、管理しておかなければならぬ。</p> <p>4 所長は、緊急時に見学者も含む研究所内の全員に対して避難指示等を行うための通報連絡系統をあらかじめ整備し、管理しておかなければならぬ。</p> <p>5 所長は、緊急事態を宣言した後、原子力災害の拡大の防止を図るために応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに緊急事態の宣言を解除するものとする。</p> <p>(緊急対策本部)</p> <p>第140条 (変更無し)</p> <p>(緊急作業団)</p> <p>第141条 (変更無し)</p> <p>(緊急時の業務の優先)</p> <p>第142条 (変更無し)</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十四号(非常の場合に譲すべき処置に関すること)への対応記載の適正化</p> <p>第143条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、研究炉又は臨界装置の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合には、放射線業務従事者(女子についてでは、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学年で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に從事させることができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくするよう努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p>
<p>(緊急作業における放射線管理)</p> <p>第143条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、研究炉又は臨界装置の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合には、放射線業務従事者(女子についてでは、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学年で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に從事させることができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくするよう努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p>	<p>(緊急作業における放射線管理)</p> <p>第143条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、研究炉又は臨界装置の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合には、放射線業務従事者(女子についてでは、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学年で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に從事させることができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくするよう努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p>	<p>第143条 所長は、原子炉施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、研究炉又は臨界装置の運転に重大な支障を及ぼすおそれがある原原子炉施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合には、放射線業務従事者(女子についてでは、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学年で申し出た者に限る。)を、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に從事させることができる。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、放射線被ばくができる限り少なくするよう努めるとともに、緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)を実施しなければならない。</p>

変更前	変更後	備考
<p>3 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、第123条に定める健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については 100 mSv を超えないような、眼の水晶体の等価線量については 300 mSv を超えないような、及び皮膚の等価線量については 1 Sv を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、炉規則第8条第3項第3号に定める場合にあっては、前項の規定にかかるらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については 250mSv を超えないような、眼の水晶体の等価線量については 300 mSv を超えないような、及び皮膚の等価線量については 1 Sv を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>6 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を学長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者については、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者でなければならない。</p>	<p>3 中央管理室長は、第1項の規定により緊急作業に従事した放射線業務従事者に対し、第123条に定める健康診断を受けさせなければならない。</p> <p>4 放射線管理部長は、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については 100 mSv を超えないような、眼の水晶体の等価線量については 300 mSv を超えないような、及び皮膚の等価線量については 1 Sv を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>5 放射線管理部長は、炉規則第8条第3項第3号に定める場合にあっては、前項の規定にかかるらず、第1項の規定により緊急作業に従事する放射線業務従事者に対し、実効線量については 250mSv を超えないような、眼の水晶体の等価線量については 300 mSv を超えないような、及び皮膚の等価線量については 1 Sv を超えないような措置を講じなければならない。</p> <p>6 第1項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を学長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>7 実効線量について 250mSv を線量限度とする緊急作業に従事する放射線業務従事者については、前項の規定に加え、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1号から第12号までに定める事象やそれに準ずる事象を含む。なお、研究炉又は臨界装置の運転中にあつては、当該当直運転主任に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた中央管理室長は、直ちに事故の状況を確認し、応急処置又は応急処置に必要な指示をするとともに、所長に報告し、各部長に連絡しなければならない。</p> <p>3 前項の報告を受けた所長は、所定の機関に通報しなければならない。</p> <p>4 前項の報告を受けた学長は、事故が炉規則第16の14第1号から第12号までに定める事象である場合は、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十六号(原子炉施設に係る保安に関する適正な記録及び報告に関する事項)</p> <p>こと)審査基準3～5への対応</p>

変更前	変更後	備考
<p>(事故拡大の防止)</p> <p>第145条 前条の事故が発生した場合、核分裂連鎖反応を停止させ、研究炉にあつては炉心を冠水させ、放射性物質の環境への移行を抑制することを原則として、第38条及び第78条に定める方法により、事故拡大の防止に努める。</p>	<p>(事故拡大の防止)</p> <p>第145条 前条の事故が発生した場合、必要に応じ、核分裂連鎖反応を停止させ、研究炉にあつては炉心を冠水させ、放射性物質の環境への移行を抑制することを原則として、第38条及び第78条に定める方法により、事故拡大の防止に努める。</p>	会へ報告しなければならない。 記載の適正化
<p>(避難の指示)</p> <p>第146条 第144条の場合において、中央管理室長、各部長、主任技師者又は放射線取扱主任者は、事故の影響が重大であると認めるときは、必要に応じ、当該原子炉施設内及びその周辺にいる者(周辺監視区域内の見学者や外部研究者等を含む。)に対し避難の指示又は警告をするとともに、所長にその旨を報告しなければならない。ただし緊急を要する場合は、研究炉又は臨界装置の当直運転主任も避難の指示又は警告をすることができる。</p>	<p>(避難の指示)</p> <p>第146条 第144条の場合において、中央管理室長、各部長、主任技師者又は放射線取扱主任者は、事故の影響が重大であると認めるときは、必要に応じ、当該原子炉施設内及びその周辺にいる者(周辺監視区域内の見学者や外部研究者等を含む。)に対し避難の指示又は警告をするとともに、所長にその旨を報告しなければならない。ただし緊急を要する場合は、研究炉又は臨界装置の当直運転主任も避難の指示又は警告をすることができる。</p>	会へ報告しなければならない。 記載の適正化

変更前	変更後
<p>の拡大等二次災害を防止する観点から的確に行わなければならぬ。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をできる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止工アを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p> <p>6 中央管理室長は、火災鎮火後、施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>(地震の場合の処置)</p> <p>第148条（省略）</p> <p>(その他の天災地変等の場合の処置)</p> <p>第149条（省略）</p>	<p>の拡大等二次災害を防止する観点から的確に行わなければならない。なお、緊急を要する場合は、各部長又は当該主任技術者等も、この指示をできる。</p> <p>5 中央管理室長は外部火災による影響を低減するため、予め延焼防止工アを定め、管理を行い、予防散水のための手順を定めなければならない。</p> <p>6 中央管理室長は、火災鎮火後、施設の損傷の有無を確認しなければならない。</p> <p>(地震の場合の処置)</p> <p>第148条（変更無し）</p> <p>(その他の天災地変等の場合の処置)</p> <p>第149条（変更無し）</p>
<p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応)</p> <p>第149条の2（省略）</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止)</p> <p>第149条の3（省略）</p>	<p>第4節 多量の放射性物質等を放出する事故が発生した場合にとるべき処置</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故への応急対応)</p> <p>第149条の2（変更無し）</p> <p>(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大防止)</p> <p>第149条の3（変更無し）</p>
<p>第9章 施設定期自主検査、定期的な評価、改造等及び保守業務</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十七号(施設管理に関するこヒ)審査基準1. ～5.への対応</p> <p>守業務</p> <p>第1節 施設管理 (施設管理方針の策定)</p> <p>第150条 各部長は、それぞれが分掌する業務に係る原子炉施設の施設定期自主検査に關し、次の各号に定める事項について計画し、当該各号に定める頻度で実施しなければならない。</p> <p>(1) 計測制御系統施設については、研究炉に關しては第30条、臨界装置に關しては第69条に定める緊急連断を起こすべき各条件についての性能検査 1月1回以上又は起動の度ごと</p> <p>(2) 緊急遮断検査を行い、研究炉に關しては、制御棒落下時間、臨界装置に關しては制御棒落下時間及び非常用制御設備が別表第22に示す基準を満たすことを確認する検査</p> <p>施設定期検査を受ける時期ごと</p> <p>(3) 別表第23に掲げる原子炉施設の主要計器及び別表第17に掲げる放射線管理用機器の校正</p> <p>施設定期検査を受ける時期ごと</p>

変更前	変更後	備考
<p>(4) 別表第2.4に掲げる保安上特に管理を必要とする設備の検査、施設定期検査を受ける時期ごと</p> <p>2 前項の施設定期自主検査を実施した部長は、実施の結果、異常を認めた場合は速やかに中央管理室に報告しなければならない。ただし、実施の結果、異常を認めた場合は速やかに中央管理室に報告しなければならない。</p>	<p>2 第155条の規定により長期施設管理方針を変更したときは、これを施設管理方針に反映させなければならない。</p> <p><u>(施設管理目標の策定)</u></p> <p>第150条の2 各部長は、原子炉施設について、前条の施設管理方針に従つて達成すべき施設管理目標を策定し、所長の承認を得なければならぬ。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 前項のうち、重要度の高い設備・機器については、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p><u>(施設管理実施計画の策定)</u></p> <p>第150条の3 各部長は、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。 (2) 原子炉施設の設計及び工事に関すること。 (3) 原子力施設の巡視(原子炉施設の保全のために実施するものに限る。)に関すること。 (4) 原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む。)に関すること。 (5) 原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。 (6) 原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。 (7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。 (8) 原子炉の施設管理に関する記録に関すること。 <p><u>(保全活動の実施)</u></p> <p>第150条の4 各部長は、原子炉施設について、施設管理実施計画に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p><u>(保全活動の有効性評価及び改善)</u></p> <p>第150条の5 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画は次の期間ごとに</p>	

変更前	変更後	備考
<p>評価し、改善しなければならない。</p> <p>(1) 施設管理方針及び施設管理目標にあつては、一定期間</p> <p>(2) 施設管理実施計画にあつては、第150条の3第1号に規定する期間</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第150条の6 研究炉及び臨界装置に係る原子炉施設に対して、定期事業者検査が終了した日以降12月を超えない時期ごとに定期事業者検査を行わなければならない。</p> <p>2 定期事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の確認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第150条の7 原子炉施設の設置又は変更を行ったときは、当該施設に対して、 使用前事業者検査を行わなければならぬ。</p> <p>2 使用前事業者検査は第6条の2に規定する検査小委員会が行う。</p> <p>3 検査小委員会は、使用前事業者検査を実施しようとすることは、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査要領書を作成し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>4 検査小委員会は、検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、当該主任技術者の確認を得た上で、検査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>5 第1項の設置又は工事を行った部室長は、炉規則第3条の4に定めた使用前確認を要しない場合を除き、使用前確認を受けなければ当該施設を使用してはならない。ただし、原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事として設置又は工事をするときは、この限りでない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18条(定期的な評価に 關すること)への対応</p> <p>第2節 定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価 (原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に關する技術的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるところにより、原子炉施設に係る定期的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画に従い行うものとする。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第18条(定期的な評価に 關すること)への対応</p> <p>第2節 定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価 (原子炉施設の定期的な評価及び経年劣化に關する技術的な評価の実施に係る措置)</p> <p>第151条 所長は、炉規則第14条の2及び第9条の2に基づき、次の各号に掲げるとところにより、原子炉施設に係る定期的な評価及び経年劣化に関する技術的な評価を安全管理本部長に行わせなければならない。なお、実施内容等については、次条で定める施設定期評価実施計画に従い行うものとする。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 高経年化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年変化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する10箇年間の計画を策定すること。</p> <p>ロ 前項の評価及び計画について、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p>	<p>(1) 保安活動に関する評価</p> <p>イ 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>ロ 原子炉施設における保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価について、平成17年2月1日までにを行い、評価後、10年を超えない期間毎に再評価を行うこと。</p> <p>(2) 経年劣化に関する評価</p> <p>イ 平成17年2月1日までに経年劣化に関する技術的な評価を行い、その評価結果に基づき、10年間に実施すべき当該原子炉施設についての施設管理に関する方針(以下「長期施設管理方針」という。)を策定すること。</p> <p>ロ イの評価及び方針について、10年を超えない期間毎に再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の長期施設管理方針を策定すること。</p> <p>ハ イ及びロの評価を行ったために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、長期施設管理方針を変更しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十八条対応 (定期的な評価に関する二七)</p>
<p>2 安全管理本部長は、前項の評価に係る業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>(施設定期評価実施計画)</p> <p>第152条 安全管理本部長は、前条第1項の評価を行う前に、施設定期評価実施計画を策定し、所長の承認を得なければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の実施計画を策定しようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第153条 安全管理本部長は、第151条第1項の各号の評価の結果を所長に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の報告をしようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p>	<p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第154条 所長は、第151条第1号の保安活動に関する評価の結果を受け、改善承認を得なければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の改善を行わなければならぬ。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の改善を行う前に、改善計画を策定し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>(保安活動に関する評価の結果の反映)</p> <p>第154条 所長は、第151条第1項第1号の保安活動に関する評価の結果を受け、改善を必要と認めた場合には、改善を行わなければならぬ。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の改善を行う前に、改善計画を策定し、所長の承認を得なければならない。</p> <p>3 安全管理本部長は、前項の改善計画の策定に際し、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十八条対応 (定期的な評価に関する二七)</p> <p>第153条 安全管理本部長は、第151条第1項各号の評価の結果を所長に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の報告をしようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>(評価結果の報告)</p> <p>第153条 安全管理本部長は、第151条第1項各号の評価の結果を所長に報告し、承認を得なければならない。</p> <p>2 安全管理本部長は、前項の報告をしようとする場合に、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p>

変更前	変更後	備考
<p>ければならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>4 所長は第2項の改善計画が策定された場合は、総長に報告しなければならない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>5 各部長は、第2項の改善計画に基づいて、改善を実施しなければならない。</p> <p>(高経年化に関する評価に伴う保全計画)</p> <p>第155条 所長は、第151条第2号の経年変化に関する評価の結果に基づき策定された評価後10年間の保全計画を実施しなければならない。</p>	<p>ればならない。これを変更する場合においても同様とする。</p> <p>4 所長は第2項の改善計画が策定された場合は、学長に報告しなければならない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>5 各部長は、第2項の改善計画に基づいて、改善を実施しなければならない。</p> <p>(経年劣化に関する評価に伴う長期施設管理方針)</p> <p>第155条 所長は、第151条第1項第2号の経年変化に関する評価の結果に基づき策定された評価後10年間の長期施設管理方針に従い施設管理を実施しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p>
<p>2 所長は、評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となった場合、原子炉施設の安全上問題のないことを条件に長期施設管理方針を変更できるものとする。この場合、当該主任技術者の承認を得なければならない。</p> <p>3 所長は第1項の保全計画が策定された場合は、総長に報告しなければならない。これを変更した場合においても同様とする。</p> <p>4 各部長は、第1項の保全計画に基づいて、原子炉施設の保全のための措置を実施しなければならない。</p> <p>第3節 改造等及び保守業務</p> <p>(改造等の計画)</p> <p>第156条 研究炉主任技術者及び臨界接置主任技術者は、当該原子炉施設の機能若しくは性能を変更することを前提とした改変又は変更(以下「改造等」という。)の必要を認めたときは、その旨を、所長に申し出なければならない。</p> <p>2 各部長は、当該部の業務に係る原子炉施設の改造等の必要を認めたとき又は前項の申出に基づき所長から指示があつたときは、その計画書を作成し、当該主任技術者の承認を得て、所長に提出しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の計画書を承認するに当たっては、安全性の検討、原子炉施設承認条件を満たすことの確認及び設計及び工事の計画に係る承認申請手続の必要性の有無について、安全委員会の意見を聽かなければならない。ただし、所長が保安上特に問題がないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(改造等の実施)</p> <p>第157条 中央管理室長は、所長が改造等に關して前条第3項の承認を行った後、当該部長への実施の指示を行う。</p> <p>2 当該改変が第150条の7に定める使用前事業者検査を伴うときは、所長は同条第2項から第4項までに従い、使用前事業者検査を行わなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、改変等の実施に先立ち、必要と認められる場合には、その計画を</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>原第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>2 所長は、評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となつた場合、原第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>3 所長は第1項の長期施設管理方針が策定された場合は、学長に報告しなければならない。</p> <p>4 各部長は、第1項の長期施設管理方針に基づいて、原第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>第3節 改造等及び保守業務</p> <p>(改造等の計画)</p> <p>第156条 研究炉主任技術者及び臨界接置主任技術者は、当該原子炉施設の機能若しくは性能を変更することを前提とした改変又は変更(以下「改造等」という。)の必要を認めたときは、その旨を、所長に申し出なければならない。</p> <p>2 各部長は、当該部の業務に係る原子炉施設の改造等の必要を認めたとき又は前項の申出に基づき所長から指示があつたときは、その計画書を作成し、当該主任技術者の承認を得て、所長に提出しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の計画書を承認するに当たっては、安全性の検討、原子炉施設承認条件を満たすことの確認及び設計及び工事の計画に係る承認申請手続の必要性の有無について、安全委員会の意見を聽かなければならない。ただし、所長が保安上特に問題がないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(改造等の実施)</p> <p>第157条 中央管理室長は、所長が改変等に關して前条第3項の承認を行った後、当該部長への実施の指示を行う。</p> <p>2 当該改変が第150条の7に定める使用前事業者検査を伴うときは、所長は同条第2項から第4項までに従い、使用前事業者検査を行わなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、改変等の実施に先立ち、必要と認められる場合には、その計画を</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>原第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>2 所長は、評価後10年間の長期施設管理方針について変更が必要となつた場合、原第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>3 所長は第1項の長期施設管理方針が策定された場合は、学長に報告しなければならない。</p> <p>4 各部長は、第1項の長期施設管理方針に基づいて、原第17条(原子炉施設の施設管理に関すること)審査基準3.への対応</p> <p>第3節 改造等及び保守業務</p> <p>(改造等の計画)</p> <p>第156条 研究炉主任技術者及び臨界接置主任技術者は、当該原子炉施設の機能若しくは性能を変更することを前提とした改変又は変更(以下「改造等」という。)の必要を認めたときは、その旨を、所長に申し出なければならない。</p> <p>2 各部長は、当該部の業務に係る原子炉施設の改造等の必要を認めたとき又は前項の申出に基づき所長から指示があつたときは、その計画書を作成し、当該主任技術者の承認を得て、所長に提出しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の計画書を承認するに当たっては、安全性の検討、原子炉施設承認条件を満たすことの確認及び設計及び工事の計画に係る承認申請手続の必要性の有無について、安全委員会の意見を聽かなければならない。ただし、所長が保安上特に問題がないと認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(改造等の実施)</p> <p>第157条 中央管理室長は、所長が改変等に關して前条第3項の承認を行った後、当該部長への実施の指示を行う。</p> <p>2 当該改変が第150条の7に定める使用前事業者検査を伴うときは、所長は同条第2項から第4項までに従い、使用前事業者検査を行わなければならない。</p> <p>3 中央管理室長は、改変等の実施に先立ち、必要と認められる場合には、その計画を</p>

変更前	変更後	備考
<p>所内に周知しなければならない。当該改造等が完了した場合も同様とする。</p> <p>3 第1項の改造等を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(保守業務の実施)</p> <p>第158条 原子炉施設に係る軽年劣化した部品の取り替え、機器の修理、機器の点検、機器の特性測定等の業務であつて前2条に規定する改造等以外の業務(以下「保守業務」という。)については、これを分掌する部の部長が実施する。</p> <p>2 前項の保守業務を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p>	<p>所内に周知しなければならない。当該改造等が完了した場合も同様とする。</p> <p>4 第1項の改造等を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(保守業務の実施)</p> <p>第158条 原子炉施設に係る軽年劣化した部品の取り替え、機器の修理、機器の点検、機器の特性測定等の業務であつて前2条に規定する改造等以外の業務(以下「保守業務」という。)については、これを分掌する部の部長が実施する。</p> <p>2 前項の保守業務を実施した部長は、実施の結果を速やかに中央管理室長及び当該主任技術者に報告しなければならない。</p> <p>(技術情報の共有)</p> <p>第158条の2 保守点検を実施した部室長は、保守点検を委託したメーカーなどから保守に関する技術情報を得た場合、品質管理室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた品質管理室長は、原子炉施設の保安を向上させるために、各管理部室及び他の試験研究用等原子炉設置者に情報を共有しなければならない。</p>	<p>試験炉規則第15条第1項第十九条に対応</p> <p>(技術情報の共有)</p> <p>第158条の2 保守点検を実施した部室長は、保守点検を委託したメーカーなどから保守に関する技術情報を得た場合、品質管理室長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の報告を受けた品質管理室長は、原子炉施設の保安を向上させるために、各管理部室及び他の試験研究用等原子炉設置者に情報を共有しなければならない。</p>
<p>第10章 品質保証</p> <p>(品質保証計画の策定及び品質保証活動の実施)</p> <p>第159条 所長は、原子炉施設に関する保安活動を適切かつ体系的に実施するため、上級マネジメントヒー</p>	<p>第10章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第159条 研究所における品質マネジメントシステムに係る要求事項は、品質管理基準規則第4条に従う。</p> <p>次の各号に掲げる事項を定めた品質保証計画を策定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質保証の実施に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画に関する事項 (3) 保安活動の実施に関する事項 (4) 保安活動の評価に関する事項 (5) 保安活動の改善に関する事項 (6) 品質マネジメントシステムの範囲 (7) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報 (8) 各プロセスの相互の関係 	<p>品質管理基準規則第4条(品質マネジメントシステムに係る要求事項)に対応</p> <p>(原子力の安全のためのリーダーシップ)</p> <p>第159条の2 学長は、原子力の安全のためのリーダーシップを掌握し、責任を持つ品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証しなければならない。</p> <p>品質責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ</p>

変更前	変更後	備考
	<p>(1) 品質方針を定めること。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにすること。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにするこ と。</p> <p>(4) 第159条の6に規定するマネジメントレビューを実施すること。</p> <p>(5) 資源を利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に 周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識さ せること。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及 び説明する責任を考慮して確實に行われるようすること。</p>	<p>（原子力の安全の確保の重視）</p> <p>第159条の3 学長は、保安活動及び品質マネジメントシステムに係る組織(以下この章 において「組織」という。)の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要 求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにし なければならない。</p> <p>（品質方針）</p> <p>第159条の4 学長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければな らない。</p> <p>(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。</p> <p>(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に学長が責任 を持って開示すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に学長が責任を持つて開示すること。</p> <p>（品質目標）</p> <p>第159条の5 学長は、部室において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のため に必要な目標を含む。)が定められているようにし、その達成状況を評価し得るもので あって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにはなければならない。</p> <p>（マネジメントレビュー）</p> <p>第159条の6 学長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の ための措置を定めること。</p>
		<p>（品質方針）</p> <p>品質基準規則第 11 条 (品質方針)に対応</p>
		<p>（品質目標）</p> <p>品質基準規則第 12 条 (品質目標)に対応</p>
		<p>（マネジメントレビュー）</p> <p>品質基準規則第 18 条 (マネジメントレビュー)対</p>

変更前	変更後	備考
	<p>機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、年 1 回以上、所長にマネジメントレビューの実務を実施させるとともに、その結果を報告させなければならない。</p> <p>2. 前項のマネジメントレビューにおいてレビューには、少なくとも品質管理基準規則第19条各号に掲げる情報を含めなければならない。</p> <p>3. 第1項のマネジメントレビューにおいて、次に掲げる事項について検討しなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関する保安活動の改善</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</p> <p>(5) 関係法令の順守に関する改善</p> <p>4. 所長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5. 所長は、第3項各号について決定するとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(品質マネジメントシステムの文書化)</u></p> <p>第159条の7 所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する品質マネジメント計画書</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>(4) 品質マネジメント計画書に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p><u>(品質マネジメント計画書)</u></p> <p>第159条の8 所長は、品質マネジメントシステムが第159条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を品質マネジメント計画として策定しなければならない。</p> <p>2. 所長は、品質マネジメント計画書に、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互関係</p>	<p>心得</p> <p>品質基準規則第 19 条 (マネジメントレビューに用いる情報)に対応</p> <p>品質基準規則第 20 条 (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)対応</p> <p>品質基準規則第 5 条(品質マネジメントシステムの文書化)対応</p> <p>品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>第159条の7 所長は、品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する品質マネジメント計画書</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書</p> <p>(4) 品質マネジメント計画書に規定する手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p><u>(品質マネジメント計画書)</u></p> <p>第159条の8 所長は、品質マネジメントシステムが第159条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を品質マネジメント計画として策定しなければならない。</p> <p>2. 所長は、品質マネジメント計画書に、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互関係</p>

変更前	変更後	備考
		<p>3 所長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不満のない状態に維持されているようになければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果 (2) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 (3) 資源の利用可能性 (4) 責任及び権限の割当て <p>4 所長は、品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の発行、レビュー等に関する手続きに従つて、品質保証計画の管理を行わなければならない。</p> <p>5 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内部監査責任者、各部室長（以下「各部室長等」という。）に対し、品質保証計画に基づき、保安活動の計画、実施、評価及び責任と権限を与え、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質マネジメントシステムを実施させる。</p> <p>6 各部室において、関係法令を遵守することとその他の原子力の安全を確保することについての認識が向上すること。</p> <p>7 品質保証責任者は、品質保証に関する業務を品質管理室長に実施させること。</p>
		<p>3 所長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不満のない状態に維持されているようになければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起り得る結果 (2) 品質マネジメントシステムの実効性の維持 (3) 資源の利用可能性 (4) 責任及び権限の割当て <p>4 所長は、品質マネジメント文書を実施するためには、レビュー等に関する手続きに従つて、品質マネジメント文書の管理を行わなければならない。</p> <p>5 所長は、安全管理本部長、品質保証責任者、内部監査責任者、各部室長（以下「各部室長等」という。）に対し、品質マネジメント計画書に基づき、それぞれの役割に応じて責任と権限を与え、保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質マネジメントシステムを実施させる。</p> <p>6 品質保証責任者は、品質マネジメントシステムに関する管理業務を品質管理室長に実施させる。</p> <p>7 所長は、第2項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、品質マネジメント計画書に定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 組織の内部の情報の伝達に関すること。 (2) 資源の確保に関すること。 (3) 要員の力量の確保及び教育訓練に関すること。 (4) 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施に関すること。 (5) 監視測定、分析、評価及び改善に関すること。 (6) 組織の外部の者の意見に関すること。 (7) プロセスの監視測定に関すること。 (8) データの分析及び評価に関すること。 <p>8 各部室長等は、第2項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</p> <p>（削除）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第160条 各部室長等は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 各部室長は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部室長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部室長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質保証計画に則り必要な処置を行わなければならない。</p>	<p>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</p> <p>第160条 各部室長は、保安活動の計画を必要に応じて策定する。</p> <p>2 各部室長は、前項の保安活動を実施する。</p> <p>3 各部室長は、所掌する施設の保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行う。</p> <p>4 各部室長は、第2項の実施結果により不適合が発見された場合は、品質マネジメントシステムに則り必要な処置を行わなければならない。</p>	<p>記載の適正化 番号変更、名称変更</p>
<p>(検査及び試験)</p> <p>第161条 所長は、第159条第3項における品質保証活動の実施に関する検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部室長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部室長は、前項の方法に基づき、検査及び試験に係る品質マネジメントシステムを実施しなければならない。</p>	<p>(検査及び試験)</p> <p>第161条 所長は、第159条の8第5項における品質マネジメントシステムの実施に関して、検査及び試験、並びに検査及び試験に必要な機器の管理についての基本方針を定める。</p> <p>2 各部室長は、前項の基本方針に基づき、検査及び試験の方法、並びに検査及び試験に必要な機器の管理の方法を策定しなければならない。</p> <p>3 各部室長は、前項の方法に基づき、検査及び試験に係る品質マネジメントシステムを実施しなければならない。</p>	<p>品質管理規則第 46 条 (内部監査)対応</p> <p>第161条 内部監査責任者は、内部監査委員会を指揮し、保安活動の重要度に応じて年1回以上、内部監査を実施しなければならない。</p> <p>2. 内部監査に係る要求事項は、品質管理基準規則第46条を踏まえて品質マネジメント計画書に定める。</p> <p>3. 内部監査責任者は、第1項の内部監査の実施においては、内部監査実施計画を策定しなければならない。</p> <p>4. 内部監査責任者は、前項の内部監査実施計画に基づき実施した内部監査の結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>5. 所長は、内部監査の結果、明らかになつた事項について、必要に応じて次条に規定する不適合管理及び第163条の2に規定する是正措置並びに第164条に規定する未然防止処置に展開しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p>第163条 各部室長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第2項及び第3項に定める事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 品質規則第16条の14に定める事象</p> <p>(2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象</p> <p>第163条 所長は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>2. 所長は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に</p>

変更前	変更後	備考
(3) その他、要求事項を満たしていないと各部室長が判断した事象	定めなければならない。 3 各部室長は、以下の各号に掲げる不適合事象について第4項及び第5項に定める事項を行わなければならない。 (1) 原規則第16条の14に定める事象 (2) 保安規定から逸脱するおそれのある事象 (3) その他、要求事項を満たしていないと各部室長が判断した事象	
	4 部室長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。 (1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 (2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という)。 (3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	
	(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起り得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	
	5 各部室長は、不適合事象及びその原因について品質保証責任者に報告しなければならない。 6 前項の報告を受けた品質保証責任者は、次の各号に定める事項を行わなければならぬ。 (1) 不適合が放置されることを防ぐための管理 (2) 不適合の性質の記録、不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録の管理 (3) 不適合の修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証	
	(4) 第3項第1号の不適合事象に関する情報のホームページへの公開 7 品質保証責任者は、前2項の内容を所長に報告するとともに、当該部室以外の部室長等に対して周知をしなければならない。	
	(是正処置) 第163条の2 各部室長は、発見された不適合の再発防止のため、次の各号に定める事項を行わなければならない。 (1) 不適合の内容確認 (2) 不適合の原因特定 (3) 不適合の再発防止を確実にするための是正処置の必要性の評価 (4) 必要な是正処置の決定及び実施 (5) 採った是正処置の結果の記録	品質基準規則第52条 (是正処置等)対応 第163条の2 各部室長は、発見された不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次の各号に定める事項を行わなければならない。 (削除) (1) 是正処置を講ずる必要性の評価 (2) 必要な是正処置の決定及び実施 (3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価

変更前	変更後	備考
	<p>(4) 必要に応じて、保安活動の改善のために講じた措置の変更</p> <p>(5) 必要に応じて、品質マネジメントシステムの変更</p> <p>(6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するためにを行う分析手順の確立及び実施</p> <p>(7) 講じた全ての是正処置並びにその結果の記録作成及び管理</p>	<p>2. 各部室長は、前項各号について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3. 各部室長は、第1項の手手続きに従つて是正処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>4. 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(未然防止処置)</p> <p>第164条 各部室長は、第163条第5項の不適合事象の報告があつた場合、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見により、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>(2) 未然防止処置を講ずる必要性についての評価</p> <p>(3) 必要な未然防止処置の決定及び実施</p> <p>(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価</p> <p>(5) 講じた全ての未然防止処置並びにその結果の記録作成及び管理</p> <p>2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。</p> <p>3. 各部室長は、第1項の手手続きに従つて未然防止処置を実施した場合には、品質保証責任者に報告しなければならない。</p> <p>4. 前項の報告を受けた品質保証責任者は、報告の内容をレビューし妥当性を評価したのち、所長に報告しなければならない。</p> <p>(品質マネジメントシステムの継続的改善)</p> <p>第165条 所長は、品質保証計画が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2. 所長は、前項のマネジメントレビューの結果に基づき、品質保証計画を必要に応じて改善しなければならない。</p> <p>3. 所長は、マネジメントレビューの結果、明らかになつた事項については、不適合の管理、是正処置、予防処置へと展開しなければならない。</p> <p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第166条 所長は、品質保証計画に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の</p>
		<p>品質基準規則第53条 (未然防止処置)</p> <p>品質基準規則第51条 応(継続的な改善)</p> <p>品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他措置を講じなければならない。</p> <p>品質保証計画の管理の</p> <p>第166条 所長は、品質保証計画に基づき、次の各号に掲げる文書及び記録の管理の</p>
		<p>名称変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質保証活動に必要な文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、 房止文書に關して必要な管理</p> <p>(2) 品質保証活動を実施するために必要な文書の明確化</p> <p>(3) 品質保証活動に必要な記録の識別、保管、保護、検査、保管期間及び廃棄に関する必要な書類</p> <p>(4) 品質保証活動を実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p>	<p>の管理の方法を、各部室長に策定させなければならない。</p> <p>(1) 品質マネジメント文書の発行、レビュー、改定、識別、配布(提供)及び外部文書、 房止文書に關して必要な管理</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な文書の明確化</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムに必要な記録の識別、保管、保護、検査及び廃棄に関する必要な管理</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムを実施するために必要な記録の明確化</p> <p>2 各部室長は、前項の管理の方法に基づき、保安活動に必要な文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p>	

第11章 保安に関する記録

(炉規則第6条に基づく記録)

第167条 炉規則第6条に基づく記録に關しては、記録すべき事項、記録の名稱、記録の頻度、保存期間及び保存責任者を別表第25から別表第38までに記載したように定める。

- (1) 検査の記録 (別表第25)
- (2) 研究炉の運転及び点検の記録 (別表第26)
- (3) 臨界装置の運転及び点検の記録 (別表第27)
- (4) 核燃料物質の記録 (別表第28)
- (5) 重水の記録 (別表第29)
- (6) 研究炉に関する放射線管理の記録 (別表第30)
- (7) 臨界装置に関する放射線管理の記録 (別表第31)
- (8) 巡視点検、改造等、保守、特性測定などに關する記録 (別表第32)
- (9) 原子炉施設における使用記録 (別表第33)
 - (10) 原子炉施設の事故記録 (別表第34)
 - (11) 気象記録 (別表第35)
 - (12) 教育訓練記録 (別表第36)
 - (13) 定期的な評価の結果 (別表第37)
 - (14) 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実施、評価及び改善状況の記録 (別表第38)

附 則
この規程は、昭和39年5月4日から施行する。
附 則
この規程は、昭和49年4月8日から施行する。

附 則
この規程は、昭和39年5月4日から施行する。
附 則
この規程は、昭和49年4月8日から施行する。

変更前	変更後	備考
附 則 この規程は、昭和52年3月9日から施行する。 附 則 この規程は、昭和54年11月6日から施行する。	附 則 この規程は、昭和52年3月9日から施行する。 附 則 この規程は、昭和54年11月6日から施行する。	
附 則 この規程は、昭和55年4月25日から施行する。 附 則 この規程は、昭和57年6月14日から施行する。	附 則 この規程は、昭和55年4月25日から施行する。 附 則 この規程は、昭和57年6月14日から施行する。	
附 則 この規程は、昭和59年12月26日から施行する。 附 則 この規程は、昭和61年8月11日から施行する。	附 則 この規程は、昭和59年12月26日から施行する。 附 則 この規程は、昭和61年8月11日から施行する。	
附 則 この規程は、昭和61年12月23日から施行する。 附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。	附 則 この規程は、昭和61年12月23日から施行する。 附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。	
附 則 この規程は、平成2年1月17日から施行する。 附 則 この規程は、平成2年3月14日から施行する。	附 則 この規程は、平成2年1月17日から施行する。 附 則 この規程は、平成2年3月14日から施行する。	
附 則 この規程は、平成4年4月20日から施行する。 附 則 この規程は、平成6年12月20日から施行する。	附 則 この規程は、平成4年4月20日から施行する。 附 則 この規程は、平成6年12月20日から施行する。	
附 則 この規程は、平成8年6月6日から施行する。 附 則 この規程は、平成10年6月26日から施行する。	附 則 この規程は、平成8年6月6日から施行する。 附 則 この規程は、平成10年6月26日から施行する。	
附 則 この規程は、平成12年6月21日から施行する。 附 則 この規程は、平成12年11月30日から施行する。	附 則 この規程は、平成12年6月21日から施行する。 附 則 この規程は、平成12年11月30日から施行する。	
附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成14年7月12日から施行する。	附 則 この規程は、平成13年4月1日から施行する。 附 則 この規程は、平成14年7月12日から施行する。	

	変更前	変更後	備考
附 則	この規程は、平成14年10月31日から施行する。	附 則 この規程は、平成14年10月31日から施行する。	
附 則	この規程は、平成15年3月7日から施行する。	附 則 この規程は、平成15年3月7日から施行する。	
附 則	この規定は、平成16年4月14日から施行する。	附 則 この規定は、平成16年4月14日から施行する。	
附 則	この規定は、平成17年5月16日から施行する。	附 則 この規定は、平成17年5月16日から施行する。	
附 則	この規定は、平成17年9月1日から施行する。	附 則 この規定は、平成17年9月1日から施行する。	
附 則	この規定は、平成18年3月23日から施行する。	附 則 この規定は、平成18年3月23日から施行する。	
附 則	この規定は、平成20年4月8日から施行する。	附 則 この規定は、平成20年4月8日から施行する。	
附 則	この規定は、平成21年6月1日から施行する。	附 則 この規定は、平成21年6月1日から施行する。	
附 則	この規定は、平成23年5月25日から施行する。	附 則 この規定は、平成23年5月25日から施行する。	
附 則	この規定は、平成26年3月20日から施行する。	附 則 この規定は、平成26年3月20日から施行する。	
附 則	この規定は、平成28年4月1日から施行する。	附 則 この規定は、平成28年4月1日から施行する。	
附 則	この規定は、平成29年3月7日から施行する。	附 則 この規定は、平成29年3月7日から施行する。	
附 則	この規定は、平成29年6月20日から施行する。	附 則 この規定は、平成29年6月20日から施行する。	
附 則	この規定は、平成30年4月1日から施行する。	附 則 この規定は、平成30年4月1日から施行する。	
附 則	この規定は、平成30年7月28日から施行する。	附 則 この規定は、平成30年7月28日から施行する。	
附 則	この規定は、平成30年12月1日から施行する。	附 則 この規定は、平成30年12月1日から施行する。	
	この規定は、令和2年3月26日から施行する。		この規定は、令和2年3月26日から施行する。

変更前	変更後	備考
	附則 ニの規定は、令和3年4月1日から施行する。	
別表第1 研究炉に関する主要な核的及び熱的制限値(第20条) (省略)	別表第1 (変更無し)	
別表第2 隣界装置に関する主要な核的及び熱的制限値(第59条) (省略)	別表第2 (変更無し)	
別表第2の2 隣界装置に関する炉心配置その他の制限値(第59条) (省略)	別表第2の2 (変更無し)	
別表第3 研究炉燃料要素の貯蔵場所(第23条、第24条、第26条) (省略)	別表第3 (変更無し)	
別表第4 研究炉のスクラム条件(第30条) (省略)	別表第4 (変更無し)	
別表第5 研究炉の一せい挿入条件(第31条) (省略)	別表第5 (変更無し)	
別表第6 研究炉の警報作動条件(第35条) (省略)	別表第6 (変更無し)	
別表第7 隣界装置のスクラム条件(第69条) (省略)	別表第7 (変更無し)	
別表第8 隣界装置の一せい挿入条件(第70条) (省略)	別表第8 (変更無し)	
別表第9 隣界装置の警報作動条件(第74条) (省略)	別表第9 (変更無し)	
別表第10 (削除)	別表第10 (変更無し)	
別表第11 研究炉においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容(第36条) (省略)	別表第11 (変更無し)	
別表第12 研究炉において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの 確認又は点検内容(第37条) (省略)	別表第12 (変更無し)	
別表第13 隣界装置においてスクラムが作動したときの確認又は点検内容(第76条) (省略)	別表第13 (変更無し)	
別表第14 隣界装置において一せい挿入が作動し原子炉が停止したときの 確認又は点検内容(第77条) (省略)	別表第14 (変更無し)	

	変更前	変更後	備考
別表第15 研究外に関する報告除外の事項(第39条) (省略)	別表第15 (変更無し)		

変更前

変更後

分類	種別	別表第15の2 研究部に係る機器(第50条の4)			別表第15の2 研究部に係る機器(第50条の4)				
		数	量	点検頻度	管理者	分類	種別	数	量
安全避難通路等	非常用照明(制御室) 機中電灯(停車室) 誘導灯等	49台 6本 各1本 28台	1台 1回/月	研究部部長	安全避難通路等	非常用照明(制御室) 機中電灯(停車室) 誘導灯等	49台 6本 各1本 28台	1台 1回/月	研究部部長
消火器	(原子炉所持) 消防機械装置・電気室 火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(原子炉室)	22台 7本 5本 91台		研究部部長	消防器 (原子炉等) 消防器 (液体燃料室) 火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(原子炉)	22台 7本 5本 91台		研究部部長	
大穴対応機器	火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(液体燃料室) 火災感知器(液体燃料室)	25台 13台 4台 1台 1台 1台 1台	1回/6ヶ月	研究部部長	火災感知器 (液体燃料室) 火災感知器 (液体燃料室) 火災感知器 (液体燃料室) 火災感知器 (液体燃料室) 火災感知器 (液体燃料室)	25台 13台 4台 1台 1台	1回/6ヶ月	研究部部長	
非常用電源設備	停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー)	1台 2台 1台 1台 1台 1台 1台	1回/年以上又は起動の毎 1回/年	研究部部長	非常用電源設備 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー) 停電監視装置(内蔵バッテリー)	1台 2台 1台 1台 1台 1台 1台	1回/年以上又は起動の毎 1回/年	研究部部長	
通信装置	電話機(停車室) 内蔵バッテリー(停車室、中央管理室) 放送設備	各1台 5台	1回/年	研究部部長	非常用電話機 電話機(停車室、中央管理室) 放送設備	各1台 5台	1回/年	研究部部長	
多目的物質貯蔵	防火栓水封管止水設備 全面マスク 可燃性消防防護グレード及び起動用バッテリー 緊急止水用ホース 受水用ホース シート 大止め 荷物	2基 5箱 各1台 2本 3本 1式 72kg以上 (^a 92.3kg以上)	1回/年 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月	研究部部長	多目的物質貯蔵 全面マスク 可燃性消防防護グレード及び起動用バッテリー 緊急止水用ホース 受水用ホース シート 大止め 荷物	2基 5箱 各1台 2本 3本 1式 72kg以上 (^a 92.3kg以上)	1回/年 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月	研究部部長	
貯水池	貯水池 ノズル 消防栓用ヘッドル 冷却水系統加給水ポンプ	2台 2本 2本 1台	1回/年	中央管理室長	貯水池 ノズル 消防栓用ヘッドル 冷却水系統加給水ポンプ	2台 2本 2本 1台	1回/年	中央管理室長	
貯水池貯水槽	液体シンシンチレーションカウンタ 計測器	2台	1回/年	放射線管理部長	貯水槽 計測器	2台	1回/年	放射線管理部長	

*1 諸界装置と共用
 *2 雷門装置及び保安装置と共用
 *3 中央管理室設置のものは監視装置と共用
 *4 制御室設置のものは*3の所と重複(制御室)と共用
 *5 新生態装置設置用と共用
 *6 小體積度及び過濾度が同一である。
 *7 計量装置を既存で持っている。

試験炉規則第15条第1項第8号の審査基準2.への対応

別表第16 臨界装置に関する報告除外の事項（第79条） (省略)							変更前	変更後	備考
別表第16の2 臨界装置に係る機器（第93条の3）							別表第16の2 臨界装置に係る機器（第93条の3）		
分類	種類	数量	点検頻度	管理者	分類	種類	数量	点検頻度	管理者
非常電源装置	非常用照明（制御室、炉室）	2台 合計2本	1回/月	臨界装置部長	安全運転装置	非常用照明（制御室）	2台	1回/月	臨界装置部長
警報装置	機中電灯（制御室、炉室）	13台			機中電灯（制御室、炉室）	各2本			
誘導灯	誘導灯	30台			誘導用照明	13台			
避難用照明									
火災対応機器	消火器	38本			火災対応機器	38本			
	火災感知器	36台			火災感知器	36台			
	ハロゲン消火設備	3台			ハロゲン消火設備	3台			
	火災受信機 ^a	1台			火災受信機 ^a	1台			
火災受信機 ^a	（中央管理室）	1台	1回/6ヶ月	中央管理室長	火災受信機 ^a （中央管理室）	1台	1回/6ヶ月	中央管理室長	
非常電話装置	無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	臨界装置部長	非常電源装置	無停電電源装置内蔵バッテリー	1台	1回/月以上又は起動の度ごと	臨界装置部長
通信連絡設備	携帯電話 ^a （中央管理室）	2台			通信連絡設備	携帯電話 ^a （中央管理室）	2台		
通話装置	所内電話 ^a （制御室、中央管理室）	各1台	1回/月	中央管理室長	所内電話 ^a （制御室、中央管理室）	各1台	1回/月	中央管理室長	
送信設備	拡声器（制御室、炉室）	1台			送信設備	拡声器（制御室、炉室）	1台	1回/月	中央管理室長
受信設備	固定電話 ^a （制御室、各実験設備）	3台	1回/月	臨界装置部長	固定電話 ^a （制御室、各実験設備）	3台	1回/月	臨界装置部長	
散水設備	散水栓 ^b	2台			散水設備	散水栓 ^b	2台		
	20mホース	4本			ノズル	ノズル	4本	1回/年	中央管理室長
	ノズル	2本			消防栓用ハンドル	消防栓用ハンドル	2本		
	冷却水系統加圧給水ポンプ	2本			冷却水系統加圧給水ポンプ	1台			
	1台								
*1 研究炉と共同					放射線測定機器	放射線測定機器	1台	1回/年	放射線管理部長
*2 研究炉及び研究物貯蔵庫と共同					表面汚染検査用サーベイメータ	表面汚染検査用サーベイメータ	1台	1回/年	
*3 中央管理室設置のものは3の所内電話（制御室）と共同					積算機器	積算機器	1式 ^c	1回/年	
*4 制御室設置のものは3の所内電話（制御室）と共同									

試験炉規則第15条第1項第8号の審査基準 2.への対応

*1 研究炉と共同
*2 研究炉及び研究物貯蔵庫と共同
*3 中央管理室設置のものは3の所内電話（制御室）と共同
*4 制御室設置のものは3の所内電話（制御室）と共同
*5 α線測定及びβ線測定用
*6 條量計を専用交換している。

変更前		変更後		備考																																																																												
<p>別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器(第102条の2)*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>種類</th><th>数量</th><th>点検頻度</th><th>管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全避難通路等</td><td>誘導灯(廃棄物処理棟) 誘導灯(第2回形廃棄物倉庫)</td><td>6台 2台</td><td>1回/月</td><td>放射性廃棄物処理部長</td></tr> <tr> <td>火災対応機器</td><td>消火器(廃棄物処理棟) 消火器(第1回形廃棄物倉庫) 消火器(第2回形廃棄物処理棟) 火災感知器(廃棄物処理棟) 火災感知器(第1回形廃棄物倉庫) 火災感知器(第2回形廃棄物倉庫) 室内消火栓(廃棄物処理棟) 火災受信機(廃棄物処理棟) 火災受信機(中央管理室)</td><td>12本 2本 3本 18台 2台 5台 1台 1台</td><td>1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月</td><td>放射性廃棄物処理部長 放射性廃棄物処理部長 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災受信機 液体廃棄物放出管理測定装置(液体廃棄物測定用)</td></tr> <tr> <td></td><td>*本表の機器は、研究炉及び臨界実験装置と共に *1)量本分析用に主用</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第16の4 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定 (第101条、第102条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>項目</th><th>計測器種類</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td><td>希ガス濃度</td><td>スマックガスモニタ</td><td>連続</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性物質濃度</td><td>スマックダストモニタ</td><td>連続</td></tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物</td><td>放射性物質濃度 試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)</td><td>試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用) 液体シンチレーションカウンタ</td><td>放送の都度 放送の都度</td></tr> <tr> <td></td><td>トリチウム濃度</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第16の3 放射性廃棄物の廃棄に係る機器(第102条の2)*</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>種類</th><th>数量</th><th>点検頻度</th><th>管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全避難通路等</td><td>誘導灯(廃棄物処理棟) 誘導灯(第2回形廃棄物倉庫)</td><td>6台 2台</td><td>1回/月</td><td>放射性廃棄物処理部長</td></tr> <tr> <td>火災対応機器</td><td>消火器(廃棄物処理棟) 消火器(第1回形廃棄物倉庫) 消火器(第2回形廃棄物倉庫) 火災感知器(廃棄物処理棟) 火災感知器(第1回形廃棄物倉庫) 火災感知器(第2回形廃棄物倉庫) 室内消火栓(廃棄物処理棟) 火災受信機(廃棄物処理棟) 火災受信機(中央管理室)</td><td>12本 2本 3本 18台 2台 5台 1台 1台</td><td>1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月</td><td>放射性廃棄物処理部長 放射性廃棄物処理部長 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災受信機 液体シンチレーションカウンタ*</td></tr> <tr> <td></td><td>*本表の機器は、研究炉及び臨界実験装置と共に *1)量本分析用に主用</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>別表第16の4 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定 (第101条、第102条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>項目</th><th>計測器種類</th><th>頻度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物</td><td>希ガス濃度</td><td>スマックガスモニタ</td><td>連続</td></tr> <tr> <td></td><td>放射性物質濃度</td><td>スマックダストモニタ</td><td>連続</td></tr> <tr> <td>放射性液体廃棄物</td><td>放射性物質濃度 試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)</td><td>試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用) 液体シンチレーションカウンタ</td><td>放送の都度 放送の都度</td></tr> <tr> <td></td><td>トリチウム濃度</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>試験炉規則第15条第1項第8号の審査基準1.への対応</p> <p>試験炉規則第15条第1項第8号の審査基準1.への対応</p>	分類	種類	数量	点検頻度	管理者	安全避難通路等	誘導灯(廃棄物処理棟) 誘導灯(第2回形廃棄物倉庫)	6台 2台	1回/月	放射性廃棄物処理部長	火災対応機器	消火器(廃棄物処理棟) 消火器(第1回形廃棄物倉庫) 消火器(第2回形廃棄物処理棟) 火災感知器(廃棄物処理棟) 火災感知器(第1回形廃棄物倉庫) 火災感知器(第2回形廃棄物倉庫) 室内消火栓(廃棄物処理棟) 火災受信機(廃棄物処理棟) 火災受信機(中央管理室)	12本 2本 3本 18台 2台 5台 1台 1台	1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月	放射性廃棄物処理部長 放射性廃棄物処理部長 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災受信機 液体廃棄物放出管理測定装置(液体廃棄物測定用)		*本表の機器は、研究炉及び臨界実験装置と共に *1)量本分析用に主用				分類	項目	計測器種類	頻度	放射性気体廃棄物	希ガス濃度	スマックガスモニタ	連続		放射性物質濃度	スマックダストモニタ	連続	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)	試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用) 液体シンチレーションカウンタ	放送の都度 放送の都度		トリチウム濃度			分類	種類	数量	点検頻度	管理者	安全避難通路等	誘導灯(廃棄物処理棟) 誘導灯(第2回形廃棄物倉庫)	6台 2台	1回/月	放射性廃棄物処理部長	火災対応機器	消火器(廃棄物処理棟) 消火器(第1回形廃棄物倉庫) 消火器(第2回形廃棄物倉庫) 火災感知器(廃棄物処理棟) 火災感知器(第1回形廃棄物倉庫) 火災感知器(第2回形廃棄物倉庫) 室内消火栓(廃棄物処理棟) 火災受信機(廃棄物処理棟) 火災受信機(中央管理室)	12本 2本 3本 18台 2台 5台 1台 1台	1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月	放射性廃棄物処理部長 放射性廃棄物処理部長 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災受信機 液体シンチレーションカウンタ*		*本表の機器は、研究炉及び臨界実験装置と共に *1)量本分析用に主用				分類	項目	計測器種類	頻度	放射性気体廃棄物	希ガス濃度	スマックガスモニタ	連続		放射性物質濃度	スマックダストモニタ	連続	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)	試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用) 液体シンチレーションカウンタ	放送の都度 放送の都度		トリチウム濃度		
分類	種類	数量	点検頻度	管理者																																																																												
安全避難通路等	誘導灯(廃棄物処理棟) 誘導灯(第2回形廃棄物倉庫)	6台 2台	1回/月	放射性廃棄物処理部長																																																																												
火災対応機器	消火器(廃棄物処理棟) 消火器(第1回形廃棄物倉庫) 消火器(第2回形廃棄物処理棟) 火災感知器(廃棄物処理棟) 火災感知器(第1回形廃棄物倉庫) 火災感知器(第2回形廃棄物倉庫) 室内消火栓(廃棄物処理棟) 火災受信機(廃棄物処理棟) 火災受信機(中央管理室)	12本 2本 3本 18台 2台 5台 1台 1台	1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月	放射性廃棄物処理部長 放射性廃棄物処理部長 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災受信機 液体廃棄物放出管理測定装置(液体廃棄物測定用)																																																																												
	*本表の機器は、研究炉及び臨界実験装置と共に *1)量本分析用に主用																																																																															
分類	項目	計測器種類	頻度																																																																													
放射性気体廃棄物	希ガス濃度	スマックガスモニタ	連続																																																																													
	放射性物質濃度	スマックダストモニタ	連続																																																																													
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)	試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用) 液体シンチレーションカウンタ	放送の都度 放送の都度																																																																													
	トリチウム濃度																																																																															
分類	種類	数量	点検頻度	管理者																																																																												
安全避難通路等	誘導灯(廃棄物処理棟) 誘導灯(第2回形廃棄物倉庫)	6台 2台	1回/月	放射性廃棄物処理部長																																																																												
火災対応機器	消火器(廃棄物処理棟) 消火器(第1回形廃棄物倉庫) 消火器(第2回形廃棄物倉庫) 火災感知器(廃棄物処理棟) 火災感知器(第1回形廃棄物倉庫) 火災感知器(第2回形廃棄物倉庫) 室内消火栓(廃棄物処理棟) 火災受信機(廃棄物処理棟) 火災受信機(中央管理室)	12本 2本 3本 18台 2台 5台 1台 1台	1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月 1回/6ヶ月	放射性廃棄物処理部長 放射性廃棄物処理部長 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災対応機器 火災受信機 液体シンチレーションカウンタ*																																																																												
	*本表の機器は、研究炉及び臨界実験装置と共に *1)量本分析用に主用																																																																															
分類	項目	計測器種類	頻度																																																																													
放射性気体廃棄物	希ガス濃度	スマックガスモニタ	連続																																																																													
	放射性物質濃度	スマックダストモニタ	連続																																																																													
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用)	試料放射能測定装置(液体廃棄物測定用) 液体シンチレーションカウンタ	放送の都度 放送の都度																																																																													
	トリチウム濃度																																																																															

変更前	変更後	備考																																														
<p>別表第17 放射線管理用機器(第123条、第124条、第150条(3)) (研究炉) (臨界装置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ ハンドフットクロスモニタ スタックダストモニタ 廃棄物処理機モニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ</td><td>炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ 廃棄物処理機モニタ 重水分析用放射性ガスモニタ</td></tr> </tbody> </table> <p>(共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ</td><td>廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ</td><td>1台 1台 1台 4台</td></tr> </tbody> </table>	名 称	名 称	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ ハンドフットクロスモニタ スタックダストモニタ 廃棄物処理機モニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ 廃棄物処理機モニタ 重水分析用放射性ガスモニタ	名 称	名 称	数量	廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	1台 1台 1台 4台	<p>別表第17 放射線管理用機器(第123条、第124条) (臨界装置)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> <th>名 称</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ</td><td>炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ</td><td>6台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台</td> <td>炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ</td><td>炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ</td><td>4台 4台 2台 3台 3台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(共通)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>名 称</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ</td><td>廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ</td><td>1台 1台 1台 4台</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第17の2 管理区域等における線量率等の測定(第117条、第119条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域内</td> <td>外部放射線にかかる線量率</td> <td>運転中毎日1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外部放射線にかかる線量</td> <td>毎週1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td>毎週1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表面密度</td> <td>毎週1回</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域付近</td> <td>外部放射線にかかる線量率</td> <td>連続</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	名 称	数量	名 称	名 称	数量	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	6台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	4台 4台 2台 3台 3台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	名 称	名 称	数量	廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	1台 1台 1台 4台	場所	項目	頻度	管理区域内	外部放射線にかかる線量率	運転中毎日1回		外部放射線にかかる線量	毎週1回		空気中の放射性物質濃度	毎週1回		表面密度	毎週1回	周辺監視区域付近	外部放射線にかかる線量率	連続	<p>別表第18 放射線業務従事者としての認定に必要な教育(第130条) (省略)</p> <p>別表第18 (変更無し)</p>
名 称	名 称																																															
炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ ハンドフットクロスモニタ スタックダストモニタ 廃棄物処理機モニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ 廃棄物処理機モニタ 重水分析用放射性ガスモニタ																																															
名 称	名 称	数量																																														
廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	1台 1台 1台 4台																																														
名 称	名 称	数量	名 称	名 称	数量																																											
炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	6台 2台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	炉室ガンマ線エリニアモニタ 炉室中性子線エリニアモニタ 燃料室ガスモニタ 炉室ダストモニタ イオン交換塔モニタ 2次冷却水モニタ 緊急時用ガンマ線エリニアモニタ 使用済燃料室ガスモニタ スタックダストモニタ ハンドフットクロスモニタ 表面汚染検査用サーベイメータ 重水分析用放射性ガスモニタ	4台 4台 2台 3台 3台 1台 1台 1台 1台 1台 1台 1台																																											
名 称	名 称	数量																																														
廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	廃棄物処理機ガスモニタ 廃棄物処理機ダストモニタ 構内モニタリングステーション空間線量率計 周辺監視区域モニタ	1台 1台 1台 4台																																														
場所	項目	頻度																																														
管理区域内	外部放射線にかかる線量率	運転中毎日1回																																														
	外部放射線にかかる線量	毎週1回																																														
	空気中の放射性物質濃度	毎週1回																																														
	表面密度	毎週1回																																														
周辺監視区域付近	外部放射線にかかる線量率	連続																																														

変更前	変更後	備考																																								
<p>別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置部運転員に対する教育訓練 (第130条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">教育訓練大項目</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">教育訓練小項目</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">教育訓練実施時間</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">再教育実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令及び保安規定に関すること</td><td>原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指揮書 原子炉施設設置承認申請書</td><td>90分以上 3時間以上</td><td>90分以上 3時間以上</td></tr> <tr> <td>原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること</td><td>原子炉の作動原理 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者業務の実務 原子炉の保守及び改善手続</td><td>10時間以上 合計1時間以上</td><td>10時間以上 合計1時間以上</td></tr> <tr> <td>放射線管理に関すること</td><td>放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における燃料操作法 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応</td><td>各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上</td><td>各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上</td></tr> <tr> <td>随時の教育</td><td>原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要とする事項</td><td>そのつど必要とされる時間</td><td>そのつど必要とされる時間</td></tr> </tbody> </table> <p>1. 当初教育は、初めて業務に従事する前に実施する。ただし、臨界装置の運転員以外の者は、上記のとおりに従事する前に実施する。 2. 再教育は、1年を過ぎて各項目について毎年度1回を通過して実施し、合計6時間以上とする。</p> <p>3. 臨界装置部以外の者については当初教育、再教育とともに上記のとおりに実施する。</p> <p>1. 初めて業務に従事する前に実施し、再教育は1年を超過して各項目について毎年度1回以上実施する。 2. 隨時実施する。 3. 臨界装置部の運転員は上記のとおりに実施し、合計6時間以上とする。</p> <p>別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準 (第130条) (省略)</p>	教育訓練大項目	教育訓練小項目	教育訓練実施時間	再教育実施時間	関係法令及び保安規定に関すること	原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指揮書 原子炉施設設置承認申請書	90分以上 3時間以上	90分以上 3時間以上	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	原子炉の作動原理 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者業務の実務 原子炉の保守及び改善手続	10時間以上 合計1時間以上	10時間以上 合計1時間以上	放射線管理に関すること	放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における燃料操作法 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上	随時の教育	原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要とする事項	そのつど必要とされる時間	そのつど必要とされる時間	<p>別表第19 研究炉部運転班員及び臨界装置部運転員に対する教育訓練 (第130条)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 30%;">教育訓練大項目</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">教育訓練小項目</th> <th style="text-align: center; width: 30%;">教育訓練実施時間</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">再教育実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関係法令及び保安規定に関すること</td><td>原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指揮書 原子炉施設設置承認申請書</td><td>90分以上 3時間以上</td><td>90分以上 3時間以上</td></tr> <tr> <td>原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること</td><td>原子炉の作動原理 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者業務の実務 原子炉の保守及び改善手続</td><td>10時間以上 合計1時間以上</td><td>10時間以上 合計1時間以上</td></tr> <tr> <td>放射線管理に関すること</td><td>放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における放射線安全影響 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応</td><td>各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上</td><td>各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上</td></tr> <tr> <td>随時の教育</td><td>原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要とされる事項</td><td>そのつど必要とされる時間</td><td>そのつど必要とされる時間</td></tr> </tbody> </table> <p>1. 初めて業務に従事する前に実施し、再教育は1年を超過して各項目について毎年度1回以上実施する。 2. 隨時実施する。 3. 臨界装置部の運転員は上記のとおりに実施し、合計6時間以上とする。</p> <p>別表第20 部員及び室員に対する教育訓練実施計画の基準 (第130条) (省略)</p>	教育訓練大項目	教育訓練小項目	教育訓練実施時間	再教育実施時間	関係法令及び保安規定に関すること	原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指揮書 原子炉施設設置承認申請書	90分以上 3時間以上	90分以上 3時間以上	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	原子炉の作動原理 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者業務の実務 原子炉の保守及び改善手続	10時間以上 合計1時間以上	10時間以上 合計1時間以上	放射線管理に関すること	放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における放射線安全影響 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上	随時の教育	原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要とされる事項	そのつど必要とされる時間	そのつど必要とされる時間	記載の適正化
教育訓練大項目	教育訓練小項目	教育訓練実施時間	再教育実施時間																																							
関係法令及び保安規定に関すること	原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指揮書 原子炉施設設置承認申請書	90分以上 3時間以上	90分以上 3時間以上																																							
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	原子炉の作動原理 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者業務の実務 原子炉の保守及び改善手続	10時間以上 合計1時間以上	10時間以上 合計1時間以上																																							
放射線管理に関すること	放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における燃料操作法 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上																																							
随時の教育	原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要とする事項	そのつど必要とされる時間	そのつど必要とされる時間																																							
教育訓練大項目	教育訓練小項目	教育訓練実施時間	再教育実施時間																																							
関係法令及び保安規定に関すること	原子炉等規制法 原子炉施設保安規定 原子炉施設保安指揮書 原子炉施設設置承認申請書	90分以上 3時間以上	90分以上 3時間以上																																							
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること	原子炉の作動原理 原子炉の起動、運転、停止方法 原子炉燃料・実験設備の取扱方法 原子炉付属設備の機能 原子炉当直者業務の実務 原子炉の保守及び改善手続	10時間以上 合計1時間以上	10時間以上 合計1時間以上																																							
放射線管理に関すること	放射線の基礎的性質及び人体に及ぼす影響 管理区域における放射線安全影響 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること 緊急時の組織 事故拡大の防止法及び避難の指示 火災及び地震の場合の対応	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上	各1回以上 3時間以上 3時間以上 3時間以上 1時間以上																																							
随時の教育	原子炉施設、法令、保安規定の変更 その他必要とされる事項	そのつど必要とされる時間	そのつど必要とされる時間																																							

変更前		変更後		備考
別表第21 品質保証活動に係る教育(第130条)		別表第21 品質マネジメントシステムに係る教育(第130条)		記載の適正化
対象者 項目	所長及び部室員 品質監査責任者	内部監査責任者 内部監査委員	対象者 所長及び部室員 品質監査責任者	記載の適正化

対象者	所長及び部室員 品質監査責任者	内部監査責任者 内部監査委員	頻度
品質監査計画書	3.0分以上	内部監査委員	当初1回毎びごに改定のつど*2
品質マネジメント文書 及び記録(様式)※1	3.0分以上		当初1回毎びごに改定のつど*2
上欄の2項目に対する 再教育	1.5分以上		上欄の2項目に対する 再教育
品質監査に関する知識	7時間以上	監任時	品質マネジメントシステムに関する知識
内部監査の実施方法	7時間以上 ※3	選任時	内部監査の実施方法 ※3

*1 対象の文書及び記録(様式)は品質監査計画書に則る。

*2 部分改定の場合、回覧等にて周知徹底を図る。

*3 内部監査責任者又は内部監査委員として教育を受けた場合は、除外とする。

別表第22 制御棒落下時間等(第150条(2))

(省略)

別表第23 原子炉施設の主要計器(第150条(3))

(省略)

別表第24 保安上特に管理を必要とする設備の検査(第150条(4))

(省略)

別表第22 (削除)

別表第23 (削除)

別表第24 (削除)

対応条文の削除に伴う
変更

対応条文の削除に伴う
変更

対応条文の削除に伴う
変更

記載の適正化
記載の適正化

項目	対象者 所長及び部室員 品質監査責任者	内部監査責任者 内部監査委員	内部監査責任者 内部監査委員	頻度
品質マネジメント文書 及び記録(様式)※1	3.0分以上	内部監査委員	3.0分以上	当初1回毎びごに改定のつど*2
品質マネジメント文書 及び記録(様式)※1	3.0分以上		3.0分以上	当初1回毎びごに改定のつど*2
上欄の2項目に対する 再教育	1.5分以上		1.5分以上	上欄の2項目に対する 再教育
品質マネジメントシステム に関する知識	7時間以上	監任時	7時間以上	品質マネジメントシステム に関する知識
内部監査の実施方法	7時間以上 ※3	選任時	7時間以上 ※3	内部監査の実施方法 ※3

*1 対象の文書及び記録(様式)は品質監査計画書に則る。

*2 部分改定の場合、回覧等にて周知徹底を図る。

*3 内部監査責任者又は内部監査委員として教育を受けた場合は、除外とする。

別表第2-5 檢査の記録(第167条(1))

試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応

卷之三

別表第2-5 檢査の記録(第167条(1))

別書第26 研究恒①運転及71(占拵)の記録(第167条(2))

別冊技術書典3 第3回 計算機の基礎(第1巻) 索引

第三回 異界装置の運転及び点線の記録(第167条(3))

核燃料物質の記録(第167条(4))

重水の記録(第167条(5))

(省略) 第30 放射線管理の記録(第167条(6))

(省略)

監事会議録(第167号)に関する放送線管理の記録(省略)

第32回 視点検、改造等、保守、特性測定などに関する別表

変更前	変更後	備考																
別表第33 原子炉施設における使用記録(第167条(9)) (省略) 別表第34 原子炉施設の事故記録(第167条(10)) (省略) 別表第35 気象記録(第167条(11)) (省略) 別表第36 保安教育の記録(第167条(12)) (省略)	別表第33 (変更無し) 別表第34 (変更無し) 別表第35 (変更無し) 別表第36 (変更無し)																	
別表第37 定期的な評価の結果(第167条(13))	別表第37 定期的な評価の結果(第167条(13))	試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の名稱</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 保安活動の実態の状況の評価 HAMA保安活動評価 状況の評価</td> <td>評価につつと 月次評価</td> <td>監査歩検体まで の期間</td> <td>品質管理室長 品質監査官</td> </tr> <tr> <td>ロ 経年変化に関する技術的な評価 HAMA経年変化評価 価値</td> <td>評価につつと 定期評価</td> <td>監査歩検体まで の期間</td> <td>品質管理室長 品質監査官</td> </tr> <tr> <td>ハ ロの評価に基づき監査歩検評定 の結果のために準備すべき書類 欄に四十五点評価</td> <td>定期評定 監査歩検評定 の期間</td> <td>監査歩検体まで の期間</td> <td>品質管理室長 品質監査官</td> </tr> </tbody> </table>	記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者	イ 保安活動の実態の状況の評価 HAMA保安活動評価 状況の評価	評価につつと 月次評価	監査歩検体まで の期間	品質管理室長 品質監査官	ロ 経年変化に関する技術的な評価 HAMA経年変化評価 価値	評価につつと 定期評価	監査歩検体まで の期間	品質管理室長 品質監査官	ハ ロの評価に基づき監査歩検評定 の結果のために準備すべき書類 欄に四十五点評価	定期評定 監査歩検評定 の期間	監査歩検体まで の期間	品質管理室長 品質監査官	評価につつと 月次評価
記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者															
イ 保安活動の実態の状況の評価 HAMA保安活動評価 状況の評価	評価につつと 月次評価	監査歩検体まで の期間	品質管理室長 品質監査官															
ロ 経年変化に関する技術的な評価 HAMA経年変化評価 価値	評価につつと 定期評価	監査歩検体まで の期間	品質管理室長 品質監査官															
ハ ロの評価に基づき監査歩検評定 の結果のために準備すべき書類 欄に四十五点評価	定期評定 監査歩検評定 の期間	監査歩検体まで の期間	品質管理室長 品質監査官															
別表第38 品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従つた計画、実績、 評価及び改善状況の記録(第167条(14))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の名稱</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質保証計画書 品質保証計画書</td> <td>年次及び改正の つい</td> <td>改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会</td> <td>品質管理室長 品質管理室長</td> </tr> </tbody> </table>	記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者	品質保証計画書 品質保証計画書	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質管理室長 品質管理室長	試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応								
記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者															
品質保証計画書 品質保証計画書	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質管理室長 品質管理室長															
別表第38 品質保証計画(第167条(14))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の名稱</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメント計画 品質マネジメント計画</td> <td>年次及び改正の つい</td> <td>改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会</td> <td>品質管理室長 品質管理室長</td> </tr> </tbody> </table>	記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者	品質マネジメント計画 品質マネジメント計画	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質管理室長 品質管理室長	試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応								
記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者															
品質マネジメント計画 品質マネジメント計画	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質管理室長 品質管理室長															
別表第38 品質マネジメント文書(第167条(14))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の名稱</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメント文書 品質マネジメント文書</td> <td>年次及び改正の つい</td> <td>改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会</td> <td>品質マネジメント文書 品質マネジメント文書</td> </tr> </tbody> </table>	記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者	品質マネジメント文書 品質マネジメント文書	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質マネジメント文書 品質マネジメント文書	試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応								
記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者															
品質マネジメント文書 品質マネジメント文書	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質マネジメント文書 品質マネジメント文書															
別表第38 品質マネジメント文書(第167条(14))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録の名稱</th> <th>記録の頻度</th> <th>保存期間</th> <th>保存責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質マネジメント文書 品質マネジメント文書</td> <td>年次及び改正の つい</td> <td>改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会</td> <td>品質マネジメント文書 品質マネジメント文書</td> </tr> </tbody> </table>	記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者	品質マネジメント文書 品質マネジメント文書	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質マネジメント文書 品質マネジメント文書	試験炉規則第15条第1項第十六号(記録及び報告)への対応								
記録の名稱	記録の頻度	保存期間	保存責任者															
品質マネジメント文書 品質マネジメント文書	年次及び改正の つい	改訂連絡3年 監査評議会 監査評議会	品質マネジメント文書 品質マネジメント文書															

別図第2 管理区域の位置

(諸國)

図別図第3～別図第8—2 管理区域の設定範囲

(第1回)

別図第9 (麥更無し)

(四)
七

別図第10 (菱更無し)

(四)